

坂東市下水道事業経営戦略

公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業

計画期間：令和4年度～令和13年度



将門くん

令和4年3月

坂東市上下水道部下水道課

～ 目 次 ～

はじめに ～経営戦略策定の趣旨～	1
第1章 事業概要	3
（1）事業の現況	3
（2）民間活力の活用等	8
（3）経営比較分析表を活用した現状分析	8
（4）経営戦略の検証	9
第2章 今後の事業環境および課題	10
（1）本市の人口推移	10
（2）水洗化人口と有収水量	11
（3）施設の整備	14
（4）老朽化対策	19
（5）災害・危機管理対策	21
（6）下水道事業の経営	21
（7）不明水の実態把握	21
（8）施設運営の効率化	22
（9）組織の見直し	24
第3章 経営の基本方針	25
（1）基本理念	25
（2）基本目標と達成のための施策	26
第4章 目標実現に向けた取り組み	27
1 快適な生活環境の確保	27
基本方針（1）未普及地区の解消	27
施策(1)－ア) 污水管整備の継続	27
施策(1)－イ) 全体計画区域の見直し	28
2 災害に対する安全性の確保	29
基本方針（2）浸水に対する備え	29
施策(2)－ア) 雨水対策施設の整備	29
基本方針（3）地震に対する備え	30

施策(3)－ア) 総合地震対策計画の策定	30
施策(3)－イ) 既存下水道施設の耐震化	31
施策(3)－ウ) 下水道BCPの継続的運用	32
3 健全で持続的な下水道事業の実現	33
基本方針(4) 施設の老朽化対策	33
施策(4)－ア) 計画的な調査・点検	33
施策(4)－イ) 計画的な修繕・改築	33
基本方針(5) 経営の安定化	35
施策(5)－ア) 接続率の向上(個別訪問)	35
施策(5)－イ) 下水道使用料の見直し	36
施策(5)－ウ) 有収率の向上(不明水対策)	37
基本方針(6) 管理体制の効率化	38
施策(6)－ア) 広域化・共同化の推進	38
施策(6)－イ) 民間活用の推進	38
施策(6)－ウ) 技術継承	39
第5章 事業計画と財政の見通し	40
(1) 事業の計画	40
(2) 財政の見通し	41
1. 投資・財政計画の前提条件	41
2. 投資について	41
3. 財源について	42
4. 投資以外の経費試算	42
(3) 今後の取組み検討予定	44
(4) 経費回収率の向上に向けたロードマップ	46
第6章 フォローアップ体制	47

◆ 坂東市の位置図



第1章 事業概要

(1) 事業の現況

本市の下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の三事業であります。公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業は、岩井処理区、猿島処理区の2つの処理区からなり、このうち岩井処理区は岩井浄化センターにて汚水処理を担っており、猿島処理区は茨城県の利根左岸さしま流域下水道に接続しています。農業集落排水事業は、大口処理区、長須処理区、猿島西部処理区、猿島北部処理区、猿島中部処理区、猿島東部処理区の6つの処理区からなり、それぞれの処理区内にある水処理施設が汚水処理を担っています。各事業における処理区域及び処理場の位置、各処理場の概要は後記図表1-1及び図表1-2のとおりであります。なお、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業については、令和2年4月1日から地方公営企業法を適用しています。本市下水道事業の概要を次に示します。

①施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道事業	平成5年3月(供用開始後28年)
	特定環境保全公共下水道事業	平成12年3月(供用開始後21年)
	農業集落排水事業	平成7年10月(供用開始後26年)
法適(全部適用・一部適用)非適の区分	公共下水道事業	地方公営企業法全部適用(令和2年4月1日)
	特定環境保全公共下水道事業	
	農業集落排水事業	地方公営企業法非適用(令和6年4月1日法適予定)
処理区域内 人口密度	公共下水道事業	24.1人/ha
	特定環境保全公共下水道事業	19.0人/ha
	農業集落排水事業	15.0人/ha
流域下水道等 への接続の有無	公共下水道事業	有 ※一部茨城県利根左岸さしま流域下水道に接続
	特定環境保全公共下水道事業	
	農業集落排水事業	無
処理区数	公共下水道事業	2(岩井処理区、猿島処理区)
	特定環境保全公共下水道事業	
	農業集落排水事業	6(大口処理区、長須処理区、猿島西部処理区、猿島北部処理区、猿島中部処理区、猿島東部処理区)
処理場数	公共下水道事業	1(岩井浄化センター)
	特定環境保全公共下水道事業	
	農業集落排水事業	6(大口処理場、長須処理場、猿島西部処理場、猿島北部処理場、猿島中部処理場、猿島東部処理場)

(令和2年度末時点)

◆ 汚水の処理

本市は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業それぞれで処理場を保有しています。本市が有する各処理場施設の概要は次のとおりです。なお、公共下水道、特定環境保全公共下水道のうち猿島処理区は、茨城県利根左岸さしま流域下水道に接続しており、隣接する境町に所在する「さしまアクアステーション」にて汚水処理を行っています。

(図表 1-1) 坂東市下水道各事業における処理場の概要

事業分類	処理区域	処理場名称	供用開始	処理方式
公共下水道事業	岩井処理区	岩井浄化センター	平成5年3月	標準活性汚泥法 (※①)
特定環境保全 公共下水道事業				
農業集落排水事業	大口処理区	大口処理場	平成7年10月	間欠ばっ気法 (※②)
	長須処理区	長須処理場	平成16年7月	回分式活性汚泥法 (※③)
	猿島西部処理区	猿島西部処理場	平成12年9月	回分式活性汚泥法
	猿島北部処理区	猿島北部処理場	平成15年2月	回分式活性汚泥法
	猿島中部処理区	猿島中部処理場	平成18年4月	回分式活性汚泥法
	猿島東部処理区	猿島東部処理場	平成22年4月	回分式活性汚泥法

(図表 1-2) 各事業における処理場位置図



◆ 汚水の排除・運搬 (管渠)

本市下水道の管渠総延長は約 311 k mであります。管渠延長の事業別内訳は次のとおりになります。

(図表 1-3) 管渠の概要

事業分類	種別	管渠延長(k m)
公共下水道事業	公共下水道(汚水)	129.45km
	公共下水道(雨水)	12.09Km
特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道(汚水)	65.49Km
農業集落排水事業	農業集落排水管路	102.00Km
一般会計	都市下水路(※④)	1.73km

(令和2年度末現在)

②使用料

本市下水道の使用料は、社会経済の動向や個々の使用者の負担、近隣自治体の料金水準等を勘案して決定しており、次表（図表 1-4）のとおり、汚水の種類及び量に応じます。

（図表 1-4） 使用料

公共下水道・特定環境保全公共下水道

種類	基本料金(1月分)		超過料金(1㎡あたり)	
			超過範囲	料金
一般汚水	10㎡まで	1,550円	10㎡を超え20㎡まで	155円
			20㎡を超え30㎡まで	165円
			30㎡を超え50㎡まで	175円
			50㎡を超え100㎡まで	185円
			100㎡を超えるもの	195円
臨時汚水	1㎡につき		220円	

農業集落排水施設

種類	基本料金(1月分)		超過料金(人数制)	
一般汚水	世帯割	2,100円	1人あたり	500円

● 条例上の使用料及び実質的な使用料（以下、税込み）

◆ 公共下水道

条例上の使用料 (20㎡あたり)	令和2年度：3,100円		実質的な使用料 (20㎡あたり)	令和2年度：3,240円	
	令和元年度：3,100円			令和元年度：3,280円	
	平成30年度：3,100円			平成30年度：3,560円	

◆ 特定環境保全公共下水道

条例上の使用料 (20㎡あたり)	令和2年度：3,100円		実質的な使用料 (20㎡あたり)	令和2年度：3,120円	
	令和元年度：3,100円			令和元年度：3,120円	
	平成30年度：3,100円			平成30年度：3,420円	

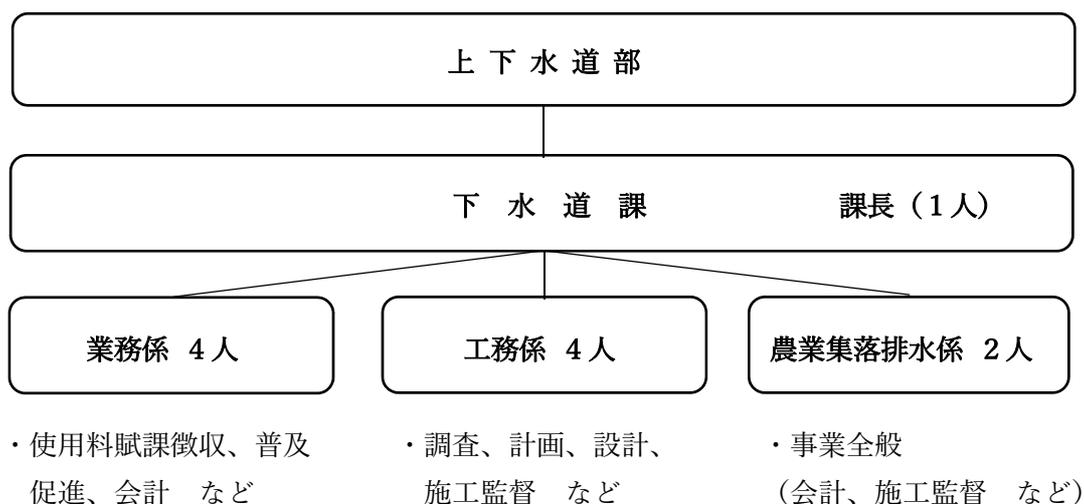
◆ 農業集落排水

条例上の使用料 (20㎡あたり)	令和2年度：3,600円		実質的な使用料 (20㎡あたり)	令和2年度：2,600円	
	令和元年度：3,600円			令和元年度：2,600円	
	平成30年度：3,600円			平成30年度：2,700円	

③組織

本市の下水道事業所管部局は上下水道部下水道課であります。令和3年度当初現在の下水道課の職員数は11人になります。

(図表 1-5) 組織図



(令和3年4月1日現在)

(図表 1-6)

補職名	人数(人)	職種
課長	1	企業職
係長	1	(公共下水道事業)
副主査	1	(特定環境保全公共下水道事業)
技幹	2	損益勘定所属職員：5人
主幹	1	資本勘定所属職員：4人
主事	3	計：9人
課長補佐兼係長	1	一般行政職 (農業集落排水事業)
主幹	1	計：2人
合計	11	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託	公共下水道事業・ 特定環境保全公共 下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運転維持管理 ・保守管理業務 ・汚泥処理業務 ・電気保安業務 ・消防設備保守点検業務 ・水質汚泥分析業務 ※仕様発注による個別委託で実施
		農業集落排水事業	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設維持管理 ・汚泥処理業務 ・電気保安業務 ※仕様発注による個別委託で実施
	イ 指定管理者制度 ウ PPP・PFI	該当なし	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用	該当なし	該当なし
	イ 土地・施設等利用		

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の経営状況については、令和元年度経営比較分析表(※⑤)を別紙に示します(別紙 1.2.3)

◆ 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業(別紙 1.2 のとおり)

経営成績については、経費回収率(※⑥:公共 100%・特環 100%)、汚水処理原価(※⑦:公共 163.51 円・特環 156.02 円)及び企業債残高(公共 318.12%・特環 1,339.66%)は概ね類似団体平均を上回る数値で良好な経営となっています。ただし、使用料の基礎となる水洗化率(※⑧:公共 83.42%・特環 46.41%)は低い値となっています。整備が完了した地域から順次供用を開始している状況であるため、整備済み区域であっても住民の下水道への接続が未了の場合も多く、水洗化率は類似団体と比較して低い水準にあります。広報媒体等を活用した積極的なPRの実施等、下水道への加入促進に引き続き取り組むとともに、企業会計の考え方にもとづいて、適正な料金水準の設定による収入の確保と、経費節減による支出の抑制に努めます。

◆ 農業集落排水事業（別紙3のとおり）

農業集落排水事業は、必要経費の整備は完了しており、経営成績については経費回収率（63.88%）、汚水処理原価（205.06円）及び水洗化率（83.08%）は概ね類似団体平均より低い数値となっています。今後拡大整備の予定はないため、現状の利用者に対して、いかに効率的かつ効果的にサービスを提供していくかを考える必要があります。本市内の農業集落地域における人口の減少傾向が今後一層加速していくと考えられることを踏まえますと、経営環境はますます厳しくなっていくことが予想されます。そのため事業単位での収支改善策のみにとどまらず、事業運営に関しては、広域化や最適化等の可能性も含め、幅広く検討し、経営健全化に取り組む必要があります。

（4）経営戦略の検証

当初策定した経営戦略の検証結果について、別紙のとおり示します（別紙4）

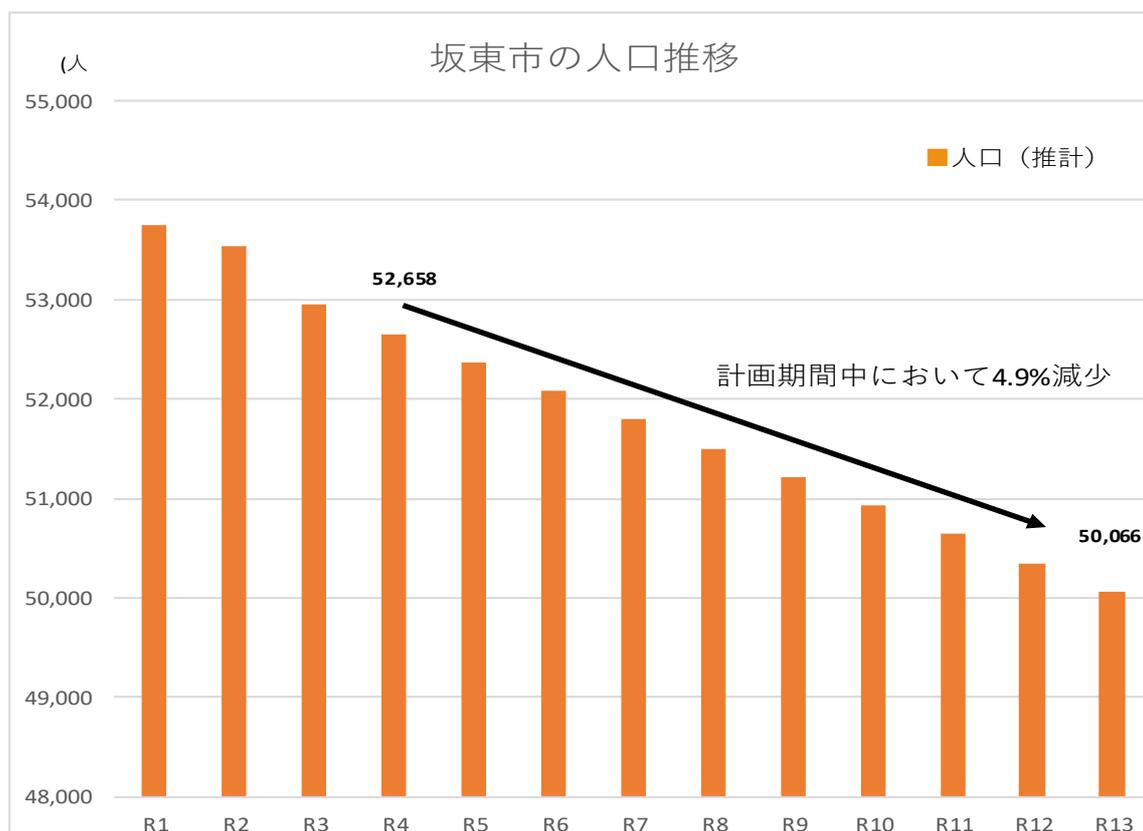
第2章 今後の事業環境および課題

(1) 本市の人口推移

我が国の総人口は、平成20年1億2,808万人をピークに減少局面に入り、本格的な人口減少社会を迎えています。本市では、市民サービスの向上に努め、誰もが住みやすいまちとするため、ばんだう未来ビジョンに基づきさまざまな施策を実施してきましたが、全国の自治体同様、人口構成の過渡期を迎えており、人口減少が続いています。

坂東市人口ビジョンでの推計方法によると、令和4年度人口は、52,658人ですが、令和13年度（2031年度）の人口は50,066人まで減少（△4.9%）することが予想されます。

(図表 2-1) 坂東市の人口推移（令和4年度～令和13年度（2031年度））



(注) 人口ビジョンの推計方法による人口推計

(2) 水洗化人口と有収水量

令和2年度末時点において、公共下水道、特定環境保全公共下水道の処理区域内人口及び整備済人口は20,079人、水洗化人口は15,183人、水洗化率は75.6%です。また、事業認可面積に対する下水道を利用できる地区の面積（処理区域面積）の割合を示す整備率は77.8%となっており、未整備個所の解消を進めています。水洗化人口(※⑨)については、行政人口の減少はあるものの、普及促進や管渠整備推進により堅調な伸びを維持し、水洗化人口の伸びを背景に有収水量(※⑩)も堅調な伸びが見て取れます。また、大口使用者の動向は年間使用水量への影響が大きいため、注視していく必要があります。

農業集落排水は処理区域内人口及び整備済人口ともに5,951人で整備率は100%、水洗化人口は4,975人で水洗化率は83.6%となっております。整備率は100%ですが、対象地域は公共エリアに比べ人口減少の影響を受けやすい地域であるため、今後の人口動態に注視していく必要があります。

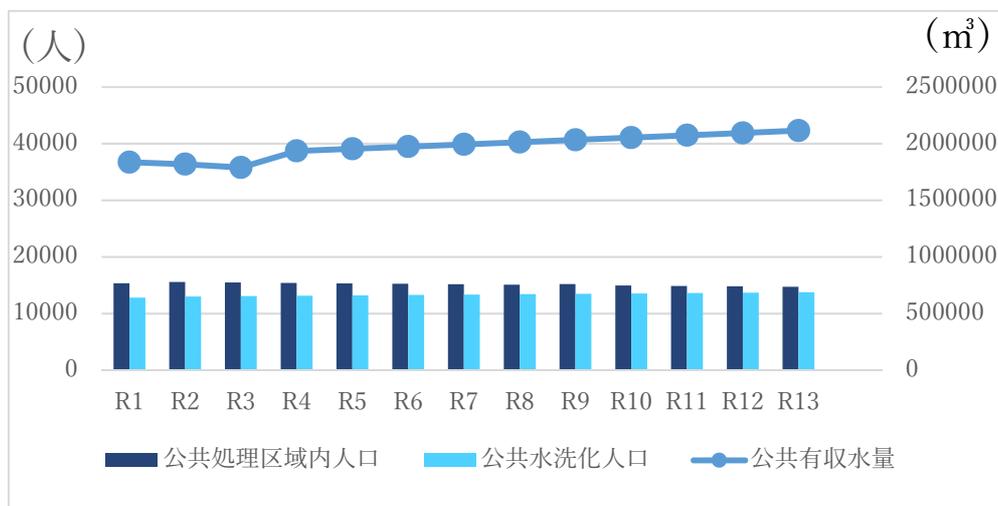
また、長期的には、行政人口の減少や水洗化人口の高止まりを背景に、水洗化人口と有収水量が減少に転じていくことが懸念されます。

(図表 2-2) 処理区域内人口及び水洗化人口と有収水量の推移

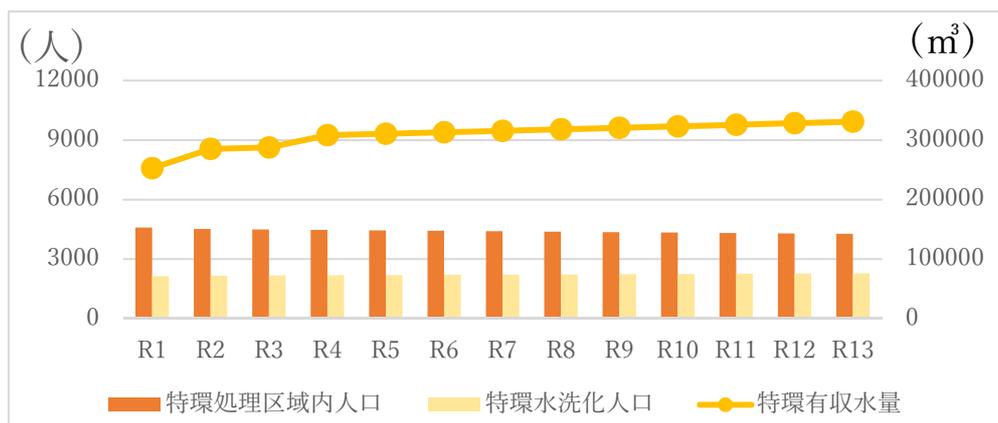
人口単位：人
有収水量単位：m³

区分	実績		推計										
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
公共処理 区域内人口	15,360	15,565	15,487	15,410	15,333	15,256	15,180	15,104	15,208	14,953	14,878	14,804	14,730
特環処理 区域内人口	4,590	4,514	4,491	4,469	4,447	4,424	4,402	4,380	4,358	4,337	4,315	4,293	4,272
農集処理 区域内人口	5,970	5,951	5,921	5,891	5,862	5,833	5,804	5,775	5,746	5,717	5,688	5,660	5,632
合計処理 区域内人口	25,920	26,030	25,899	25,770	25,642	25,513	25,386	25,259	25,312	25,007	24,881	24,757	24,634
公共水洗化人口	12,813	13,023	13,088	13,154	13,219	13,285	13,352	13,419	13,486	13,553	13,621	13,689	13,757
特環水洗化人口	2,130	2,160	2,171	2,182	2,193	2,204	2,215	2,226	2,237	2,248	2,259	2,270	2,282
農集水洗化人口	4,960	4,975	4,953	4,931	4,910	4,888	4,867	4,845	4,824	4,803	4,782	4,761	4,740
合計水洗化人口	19,903	20,158	20,212	20,267	20,322	20,377	20,434	20,490	20,547	20,604	20,662	20,720	20,779
公共有収水量	1,836,455	1,819,371	1,789,668	1,935,852	1,955,066	1,974,470	1,994,067	2,013,858	2,033,846	2,054,031	2,074,418	2,095,006	2,115,799
特環有収水量	252,785	285,086	287,532	308,232	310,678	313,143	315,628	318,132	320,657	323,021	325,765	328,350	330,956
農集有収水量	469,459	476,783	474,874	472,972	471,078	469,191	467,312	465,440	463,576	461,720	459,871	458,029	456,195
合計有収水量	2,558,699	2,581,240	2,552,074	2,717,056	2,736,822	2,756,804	2,777,007	2,797,430	2,818,079	2,838,772	2,860,054	2,881,385	2,902,950

◆公共下水道



◆特定環境保全公共下水道

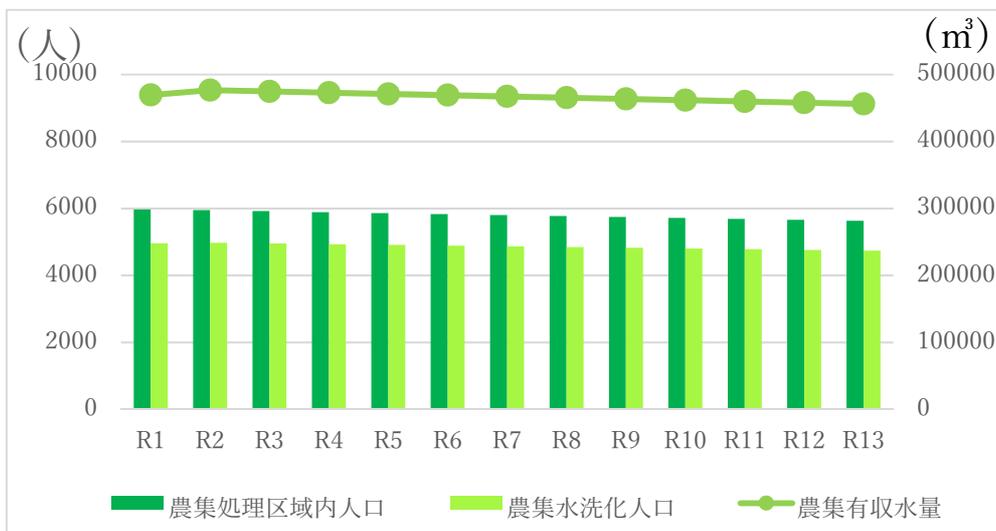


公共下水道、特定環境保全公共下水道の処理区域内人口は、市の人口減少の影響を受けて、減少の傾向にあると考えられる。一方、水洗化人口の推移としては、過年度実績平均値の伸び率を加味すると増加傾向であり、また使用料収入も水洗化人口にともなう有収水量の変動に比例して増加する見通しとなった。

※予測値の算出方法

- ・ 処理区域内人口・・・行政区域内人口の減少率を加味した既存処理区域内人口の予測値に新規整備による増加人口の予測値を加えて算出
- ・ 水 洗 化 人 口・・・過年度実績値をもとにした伸び率の平均値より予測した水洗化率に行政区域内人口の減少率を加味して算出
- ・ 有 収 水 量・・・過年度実績値をもとにした伸び率の平均値より予測した増加率に行政区域内人口の減少率を加味して算出

◆農業集落排水



農業集落排水においては、拡大整備の予定がないため、新規整備による処理区域内人口は見込めない。したがって、処理区域内人口及び水洗化人口は、市全体の人口減少の影響を受けて、ともに減少傾向であり、また使用料収入も水洗化人口にともなう有収水量の変動に比例して減少する見通しとなった。

※予測値の算出方法

- ・処理区域内人口・・・行政区域内人口の減少率を加味した既存処理区域内人口の予測値にて算出
- ・水洗化人口・・・過年度実績値をもとにした伸び率の平均値より予測した水洗化率に行政区域内人口の減少率を加味して算出
- ・有収水量・・・過年度実績値をもとにした伸び率の平均値より予測した増加率に行政区域内人口の減少率を加味して算出

(3) 施設の整備

● 汚水処理施設の整備

◆ 公共下水道、特定環境保全公共下水道

本市の下水道処理施設は、管路施設、処理場、中継ポンプ場等があります。令和2年度末時点で、事業計画面積（整備予定面積）約 1,132ha のうち、約 885ha の整備が完了しており、市街化区域（約 753.4ha）に対する整備率は 88.1%となっています。衛生的で快適な市民生活を確保し、公共用水域の水質保全のため、投資と効果を検討しつつ未普及地域の整備を進め、既存施設の老朽化対策を実施し、適切な維持管理を行っていく必要があります。

一方で、全体計画面積（将来にわたって下水道を整備していく全体量）は約 1486ha であり、このほとんどの未整備区域は市街化調整区域となっています。費用対効果、地域性、住民の意向等を勘案したうえで、下水道整備が必要とされる区域を検討する必要があります。

◆ 農業集落排水

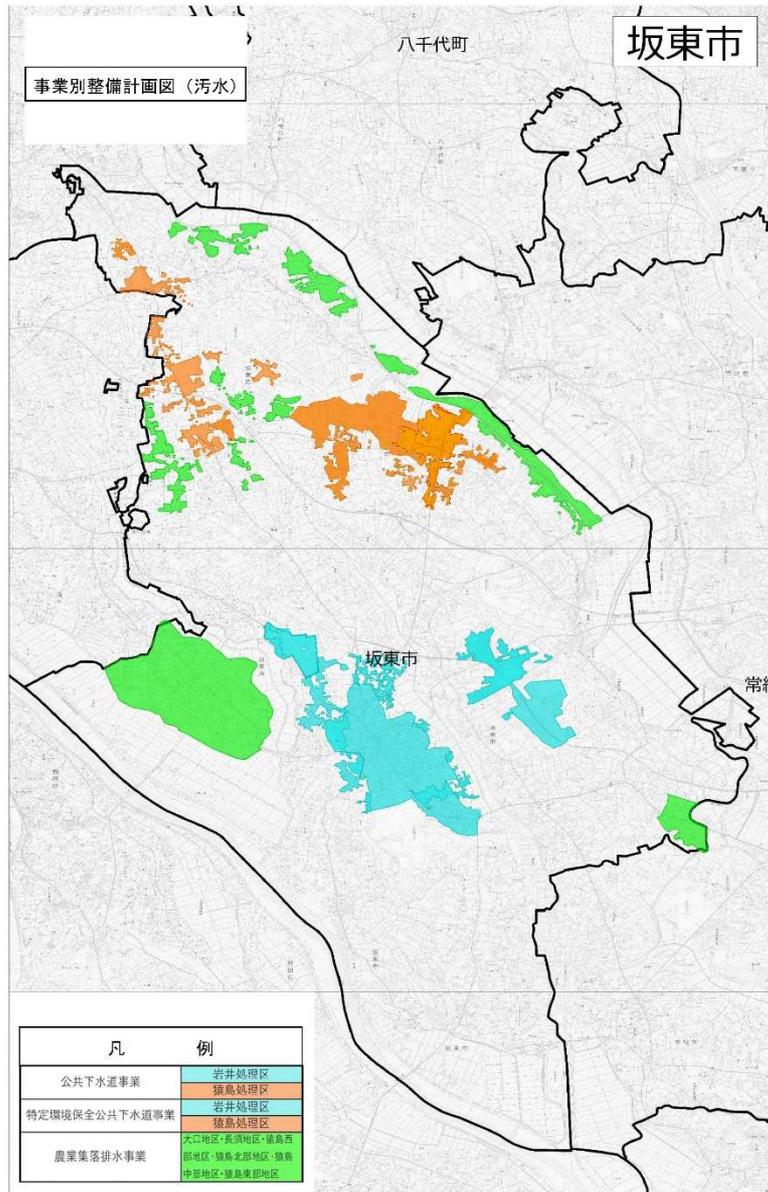
農業集落排水事業は岩井地区 2 地区、猿島地区 4 地区、合計 6 地区 6 施設で事業を進めてきました。平成 7 年に最初の大口処理区が供用開始となり、平成 22 年には最後の猿島東部処理区が供用開始となり全 6 処理区で計画面積 397ha、計画人口 9,820 人の整備が終了しています。今後は、施設利用の最適化のため、農業集落排水事業から公共下水道への統合を検討していきます。

● 浸水対策

◆ 公共下水道

本市の雨水排水に係る管路施設は、令和 2 年度末にて江川第二排水区、幸田排水区、半谷富田排水区の整備が完了しており、現在は江川第五排水区の雨水幹線を整備しています。浸水被害を軽減し、住民の生命と財産を守るため、引き続き雨水排水施設の整備を必要があります。

(図表 2-3) 事業別整備計画図 (污水)

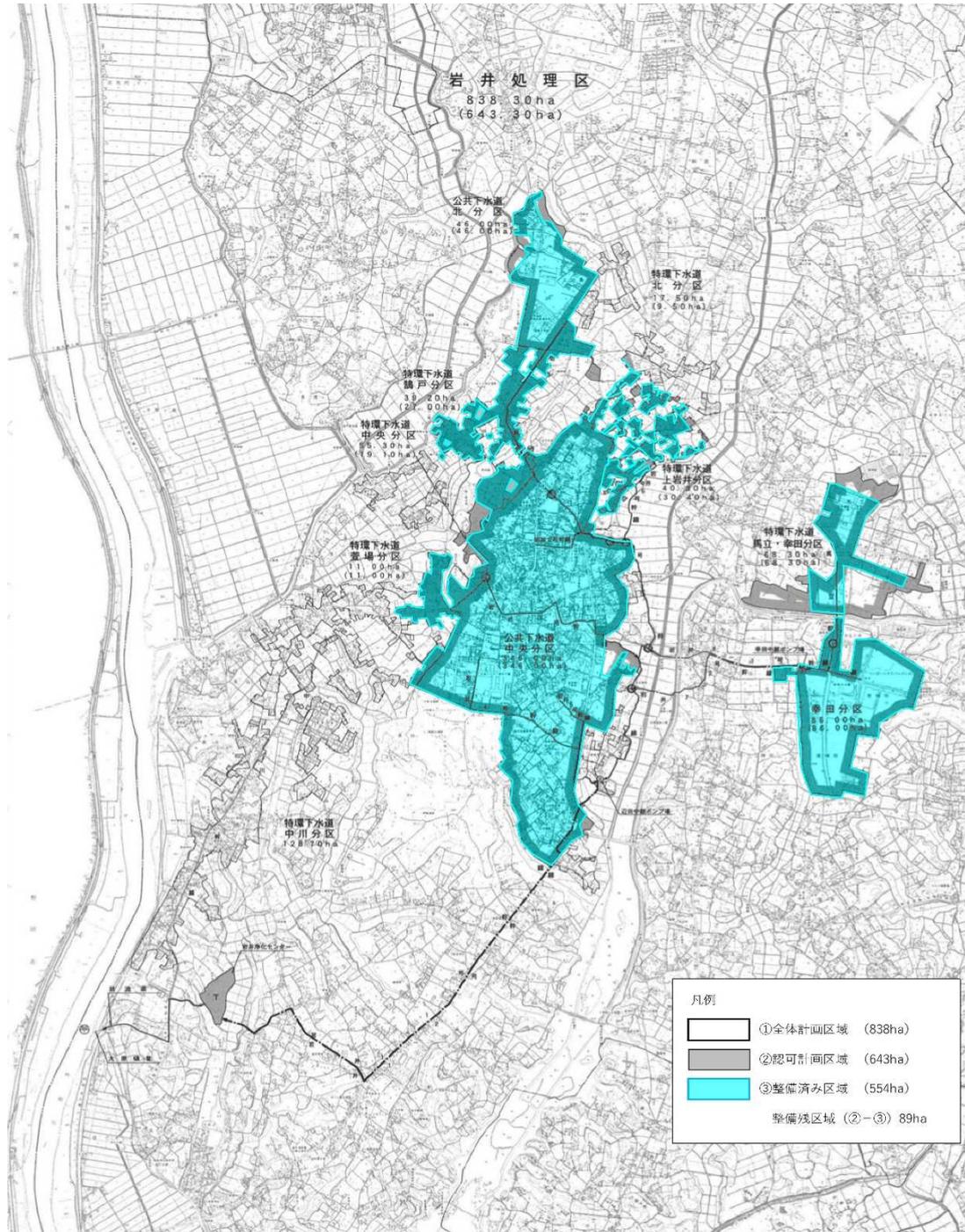


污水事業

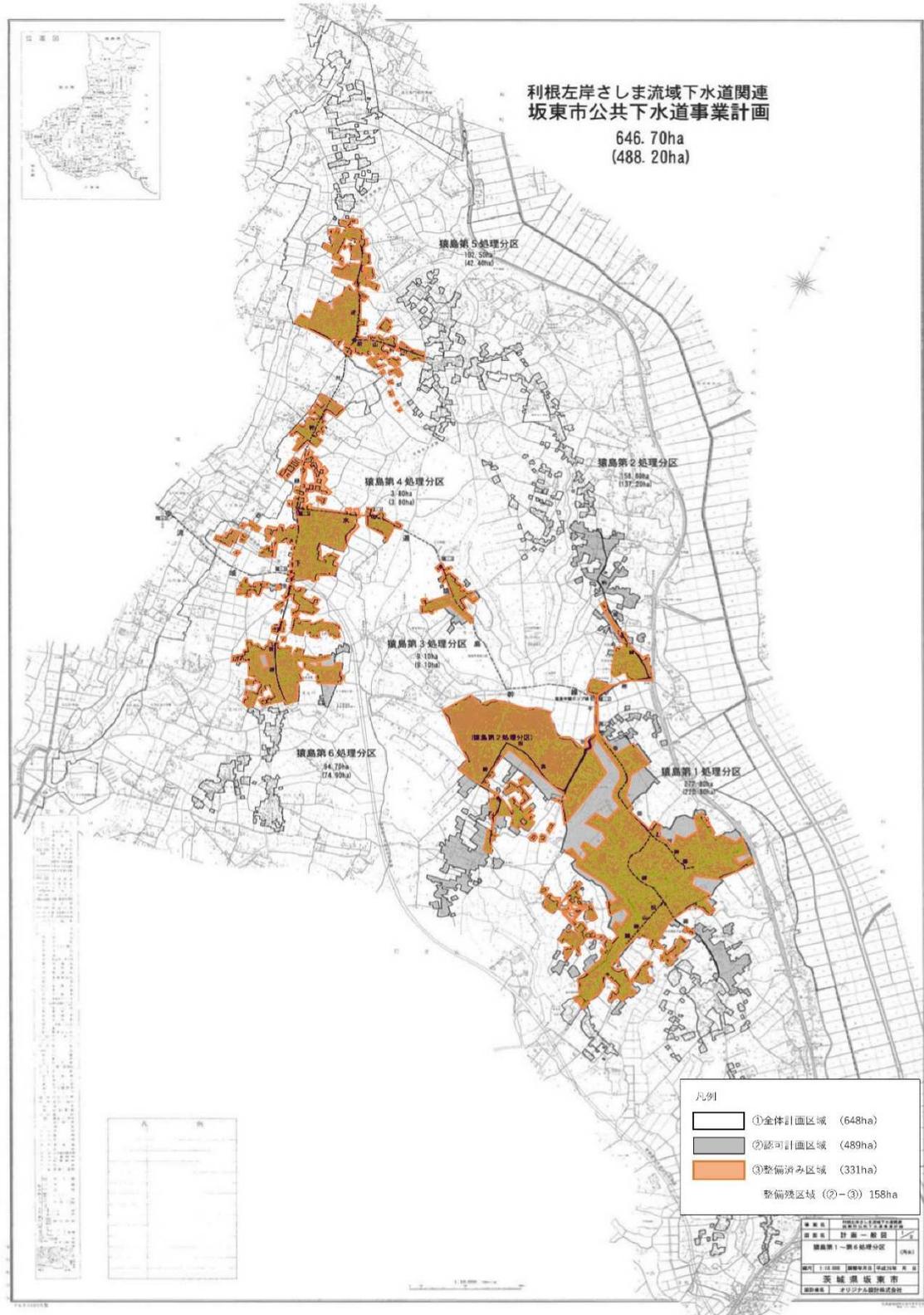
事業区分	処理区域	整備実施状況
公共下水道事業	岩井処理区	整備中 (96.3%)
	猿島処理区	整備中 (72.4%)
特定環境保全公共下水道事業	岩井処理区	整備中 (56.2%)
	猿島処理区	整備中 (61.0%)
農業集落排水事業	大口地区・長須地区・猿島西部地区・猿島北部地区・猿島中部地区・猿島東部地区	整備完了 (100%)

(令和2年度末現在)

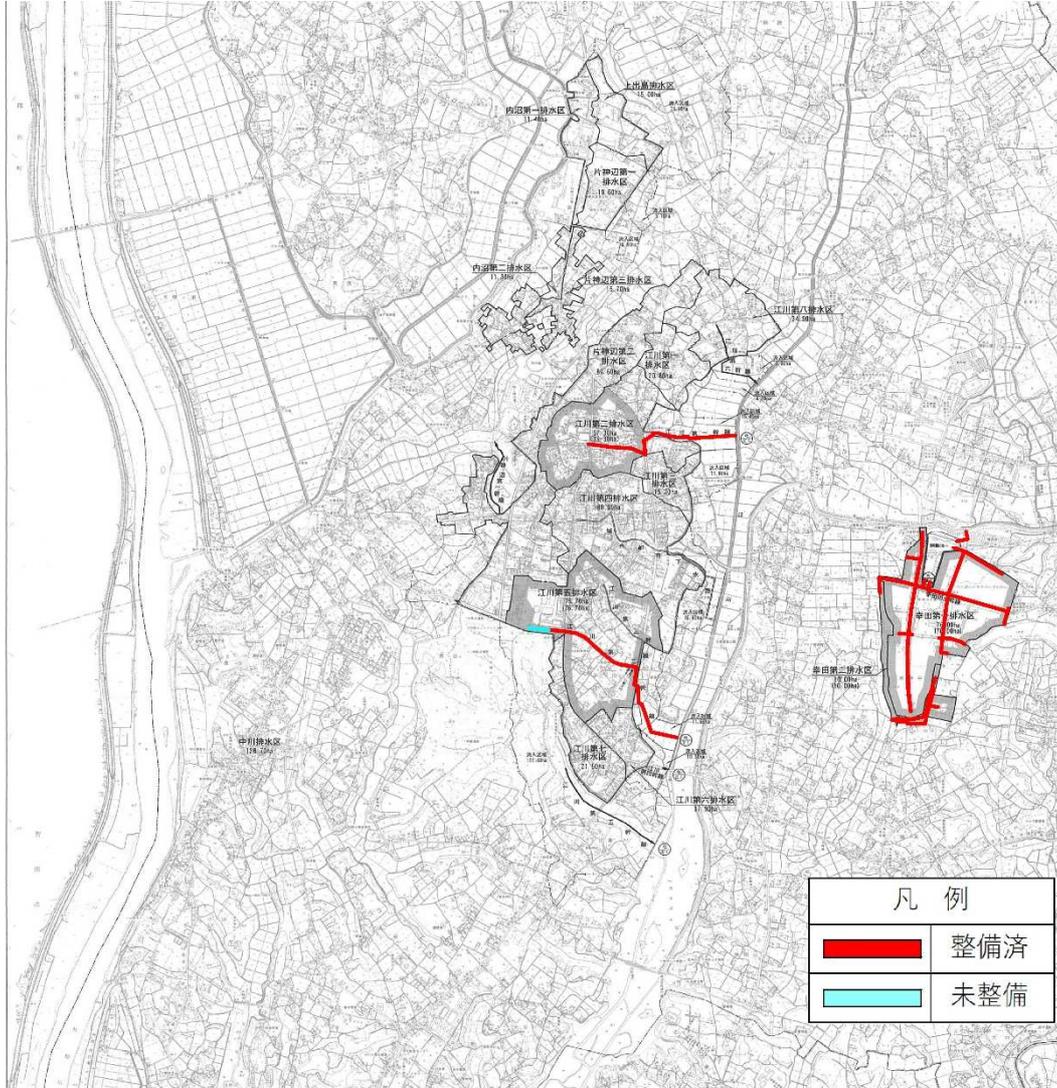
(图表 2-4) 岩井处理区計画図 (污水)



(図表 2-5) 猿島処理区計画図 (污水)



(図表 2-6) 岩井排水区計画図 (雨水)



雨水事業

排水地区※1	処理区域	整備実施状況	排水管種別
岩井地区	江川第二排水区	整備完了 (100%)	雨水幹線
	江川第五排水区	整備中 (96.0%)	雨水幹線
	幸田排水区	整備完了 (100%)	つくばハイテクパークいわい管渠
猿島地区※2	半谷富田排水区	整備完了 (100%)	坂東インター工業団地管渠

※1 雨水排水計画は排水区毎に計画されることから、事業計画に位置付ける排水区にて示します。

※2 猿島地区については、半谷富田排水区整備が完了しているため図面を省略します。

(4) 老朽化対策

●公共下水道、特定環境保全公共下水道

公共下水道事業を開始してから約 42 年（特定環境保全公共下水道事業は約 22 年）が経過することから、経年劣化の進行している下水道施設の維持管理費の増大や更新需要の発生が予測されます。

特に、下水道施設の老朽化等に起因した事故が発生した場合、事後的な対応では市民生活に大きな支障が出るだけでなくコスト的にも不経済となります。

そのため、平成 30 年度にストックマネジメント計画(※①)を策定し、下水道施設における予防保全的な維持管理を行い、整備設備が使用限界値に達する前に機能回復を図り、耐用年数の延伸とライフサイクルコストの最小化を図るなど対策を進めています。

◆坂東市岩井浄化センター

平成 4 年度に公共下水道の供用が開始されてから 28 年以上が経過しているため、施設・設備の修繕等により機能を確保している状況です。また、平成 25 年度に「坂東市長寿命化計画」を策定して、計画的に施設・設備等の更新工事を実施しており、平成 30 年度をもって完了しました。今後、長寿命化計画の対象とならなかった施設・設備等については、更新工事が必要です。

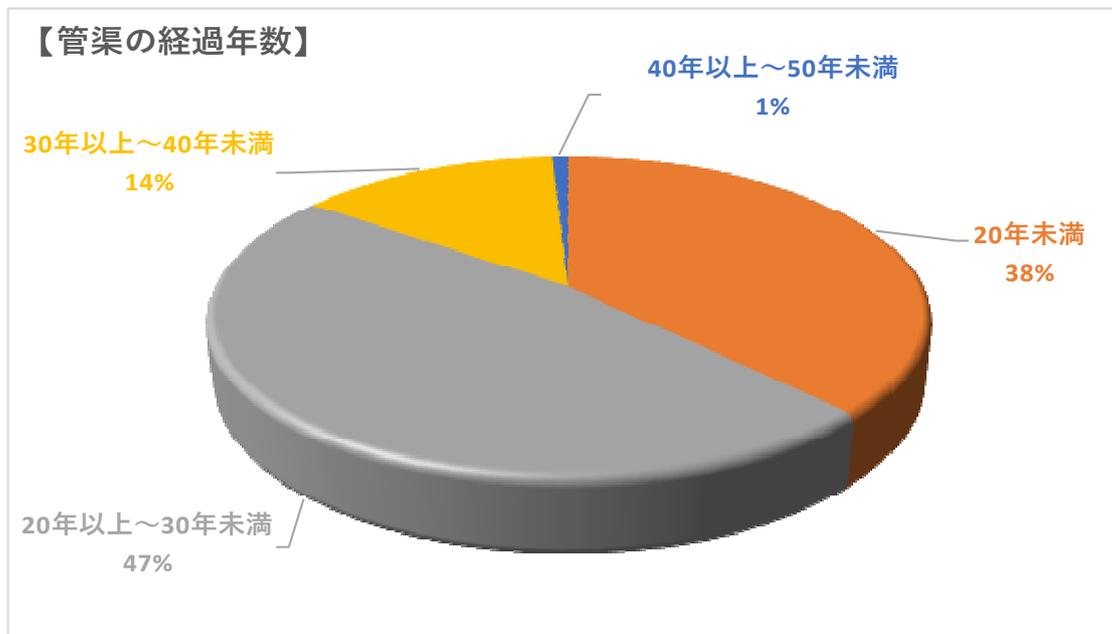
◆中継ポンプ場

平成 4 年度に辺田中継ポンプ場、平成 9 年度に幸田中継ポンプ場の供用が開始されてから古いもので 28 年以上が経過しており、施設・設備の修繕等により機能を確保している状況です。今後も中継ポンプ場の機能確保のため、適正な維持管理が必要です。

◆下水道管渠

現在、標準耐用年数 50 年を経過した下水道管渠はありませんが、布設後 40 年以上が経過しているものがあるため、今後、老朽化対策が必要となってきます。

(図表 2-7) 管渠の経過年数



(令和2年度末現在)

●農業集落排水

農業集落排水施設の機械・電気設備の耐用年数は15年で、初期に建設された処理場を中心に機器の故障が目立ち始めています。多くの処理場が建設から15年以上経過し、機器の更新時期を迎えているとともに、約30年後には建物自体も耐用年数を超えるため、今後の更新費用が大きな課題となっています。

(5) 災害・危機管理対策

下水道は、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠なライフラインであり、地震や豪雨等の災害時においても機能確保が求められることから、災害に強い下水道整備を推進する必要があります。

地震災害対策としては、現在重要施設である岩井浄化センター管理棟の耐震化工事を進めています。

豪雨対策としては、令和元年東日本台風（台風19号）により下水道施設がこれまでに想定していない浸水などの被害を受けたことから、浸水被害を考慮した視点も加え、江川第五排水区（雨水幹線）の早期完成を目指し整備を進めています。

危機管理対策としては、災害時に迅速に被災箇所を特定し応急対策を行い、ライフラインとしての機能を確保するために、事業継続計画（※⑫：BCP）を確実に運用します。

(6) 下水道事業の経営

●公共下水道

維持管理面において、老朽化していく施設の更新等を検討・実施していかなければならない時期を迎えています。これを滞りなく実施していくため、今後も財政的に多額の支出が必要となることを見込まれます。

●農業集落排水

人口の減少等の社会的要因などから、使用料収益の増加が期待できないため、施設統合などの適切な施策を実施しながら、効率的な事業の運営を図っていく必要があります。

(7) 不明水の実態把握

有収率は、全国平均と比べると低い水準となっています。今後、加速する施設の老朽化に伴い管路への地下水や雨水の侵入により、不明水が増加していくことが考えられます。

そこで、マンホールを開けての目視調査の実施、カメラを用いた管路内点検の実施など、早期に管路の破損等を発見するよう、今後は蓄積したデータを基に実態把握をする必要があります。

		坂東市（令和元年度決算）	全国平均（令和元年度決算）
有収率	公共下水道	75.4%	80.4%
	特定環境保全公共下水道	79.5%	86.9%
	農業集落排水	90.0%	90.8%

(8) 施設運営の効率化

本市が位置する茨城県では、下水道のほか、農(漁)業集落排水や合併浄化槽など、それぞれの生活排水施設の有する特性及び経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的就かつ適正な整備手法を選定して汚水処理の普及を推進するための整備構想である「生活排水ベストプラン」(H28年度・茨城県)を策定しています。この「生活排水ベストプラン」は、茨城県内下水道の一体的整備推進を図るため、広域的観点から整備区域や整備スケジュール等を設定し、最適な整備手法の選択を促しており、本市下水道整備の計画及びその実施は、この「生活排水ベストプラン」の方針に沿うこととしています。

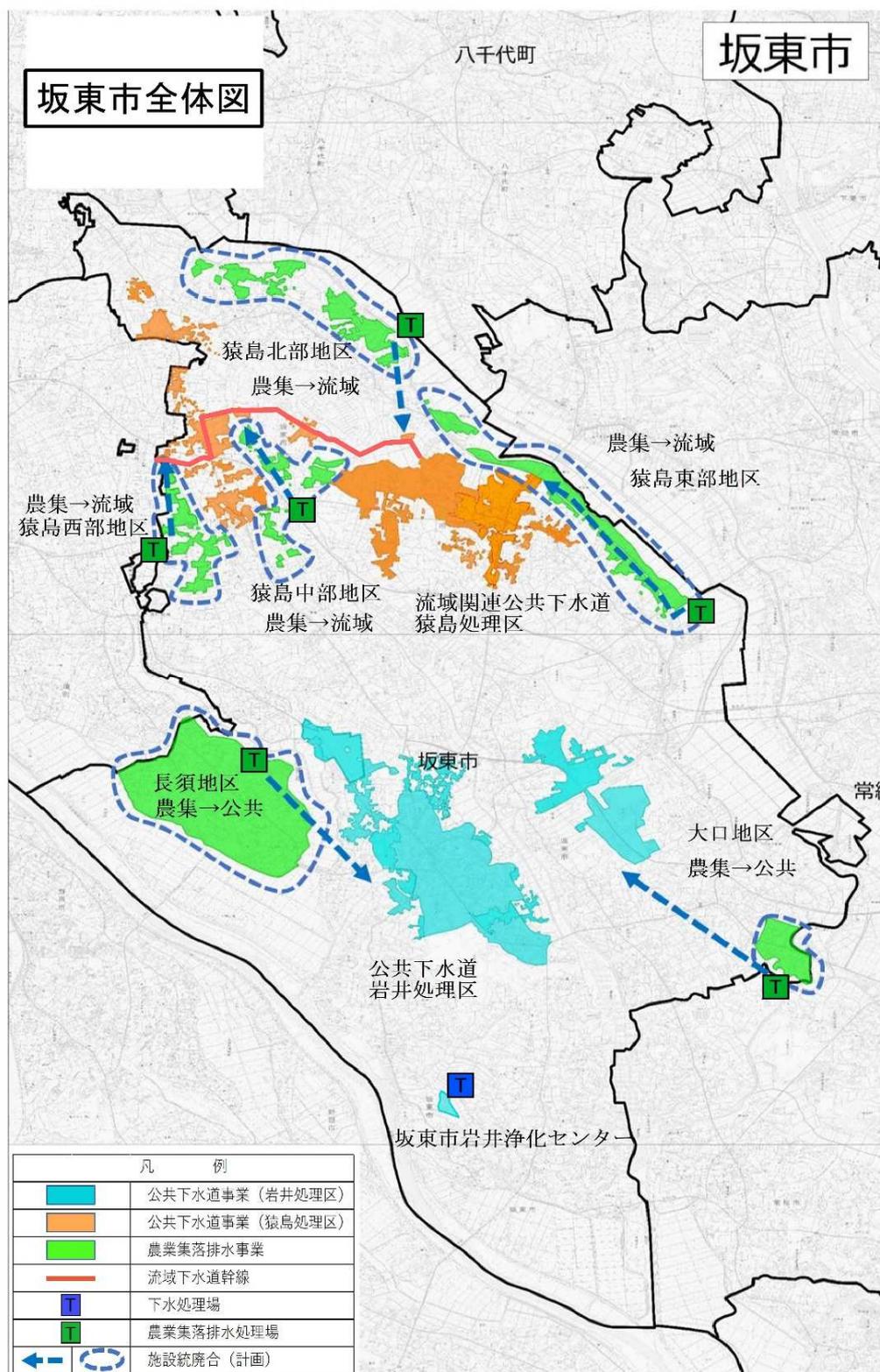
今後の汚水処理施設の整備の計画や管理、改築・更新の検討は、各汚水処理施設の最適整備を、広域的観点から一体的に推進する茨城県との連携の下で行います。

既存施設に関しては、処理場の広域化・共同化を検討しています。今後、収入の確保及び支出の抑制のために、事業の枠組みを超えて、より効率的な施設利用策を追求する必要があります。

(図表 2-8) 処理場の見通し

事業分類	処理区域	処理場名称	今後の方向性
公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業	岩井処理区	岩井浄化センター	既存施設の継続利用を予定
農業集落排水事業	大口処理区	大口処理場	岩井浄化センターへの広域化・共同化を検討中
	長須処理区	長須処理場	
	猿島西部処理区	猿島西部処理場	利根左岸さしま流域下水道(茨城県)への広域化・共同化を検討中
	猿島北部処理区	猿島北部処理場	
	猿島中部処理区	猿島中部処理場	
	猿島東部処理区	猿島東部処理場	

(図表2-9) 広域化・共同化の検討図



(9) 組織の見通し

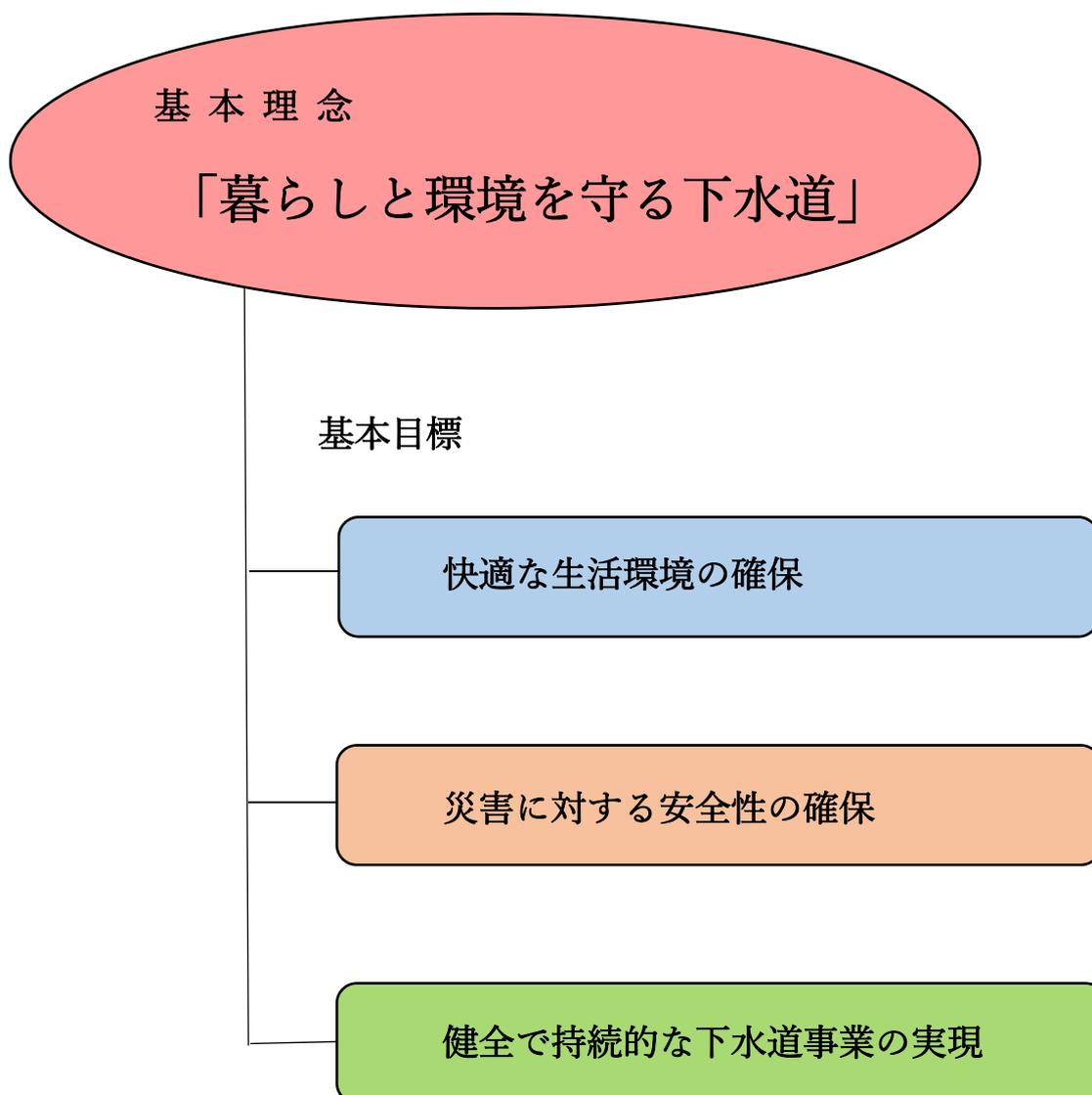
令和3年度当初現在、職員11名で下水道事業を担っています。現時点で職員の増員や削減の予定はないため、現行の体制と現状の職員数で、事務の効率化とコストの削減を図りながら業務を推進しています。今後もより一層に円滑で効率的な事業運営のため、組織を支える人材の育成に取り組み、職員一人ひとりの、さらなる意識改革と資質の向上を図ります。

第3章 経営の基本方針

(1) 基本理念

下水道は、衛生的な生活環境を確保し、公共用水域の水質を保全するとともに、浸水被害から人々の生命と財産を守る役割を担っており、人々が安全で健康な生活を送る上で欠かせないインフラ施設です。このような生活の基本的都市基盤である下水道は、途切れることなくそのサービスを提供し続ける使命があり、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していく必要があります。

市民の生活を支える下水道を未来へつなぐため、本市下水道の基本理念を「暮らしと環境を守る下水道」とし、基本目標を設定します。



(2) 基本目標と達成のための施策

基本目標	基本方針	施策
快適な生活環境の確保	(1) 未普及地区の解消	ア) 汚水管整備の継続
		イ) 全体計画区域の見直し
災害に対する安全性の確保	(2) 浸水に対する備え	ア) 雨水対策施設の整備
	(3) 地震に対する備え	ア) 総合地震対策計画の策定
		イ) 既存下水道施設の耐震化
ウ) 下水道BCPの継続的運用		
健全で持続的な下水道事業の実現	(4) 施設の老朽化対策	ア) 計画的な調査・点検
		イ) 計画的な修繕・改築
	(5) 経営の安定化	ア) 接続率の向上（個別訪問）
		イ) 下水道使用料の見直し
		ウ) 有収率の向上
	(6) 管理体制の効率化	ア) 広域化の推進
		イ) 民間活用の推進
		ウ) 技術継承

第4章 目標実現に向けた取り組み

第3章では、坂東市下水道事業の実現するための基本目標を掲げ、達成に向けた今後の基本方針と施策をまとめました。本章では、それぞれの施策の内容と具体的な事業・取り組みについて説明します。

1 快適な生活環境の確保

市民の快適で衛生的な生活環境を維持するため、汚水を排除すべく新規管渠の整備を継続します。

基本方針(1) 未普及地区の解消

施策(1)-ア) 污水管整備の継続

【課題】下水道が整備されていない未普及地区の早期解消

具体的な事業・取り組み

◆ 污水管整備の継続

汚水を速やかに排除し、快適で衛生的な生活環境を保つため、下水道の新規整備を継続します。猿島処理区半谷地区については令和8年度（2026年度）までの整備完了を目指し、他事業の進捗に合わせて整備を進めます。

◆事業目標

	内容	事業目標
目標	特定環境保全公共下水道 猿島処理区半谷地区（40.2ha）の污水整備	令和8年度（2026年度）完了

施策(1)－イ) 全体計画区域の見直し

【課題】 現在の全体計画区域(※③)は市街化調整区域が含まれており、その多くが未整備地区となっています。



具体的な事業・取り組み

- ◆ 全体計画区域の見直し

費用対効果や水質保全効果等を検証し、本当に下水道整備が必要とされている区域を抽出して、適切な全体計画区域の見直しを図ります。



全体計画区域内の見直しのイメージ

◆事業目標

	内容	事業目標
目標	全体計画区域の見直し	令和5年度(2023年度)までに見直し

2 災害に対する安全性の確保

豪雨や地震といった災害に対して、住民の生命や財産を守るために、災害時の被害を想定し効果的な施設整備を進めるとともに、被災時の迅速な復旧に向けた体制を構築します。

基本方針(2) 浸水に対する備え

施策(2)ーア) 雨水対策施設の整備

【課題】 豪雨により浸水被害が発生すると、市民の生活や財産が脅かされる危険があります。

具体的な事業・取り組み

◆ 雨水対策施設の整備の継続

下水道の重要な役割の一つとして、雨水を速やかに排除する機能が挙げられます。浸水実績や人口の集中状況等から、早期に対策が必要な個所を優先し、雨水対策施設（雨水幹線等）の整備事業を継続します。



浸水被害（坂東市）

◆ 事業目標

	内容	事業目標
目標	雨水対策施設（江川第五排水区雨水幹線等）の整備の継続	令和5年度（2023年度）までに 1.57kmの整備

基本方針(3) 地震に対する備え

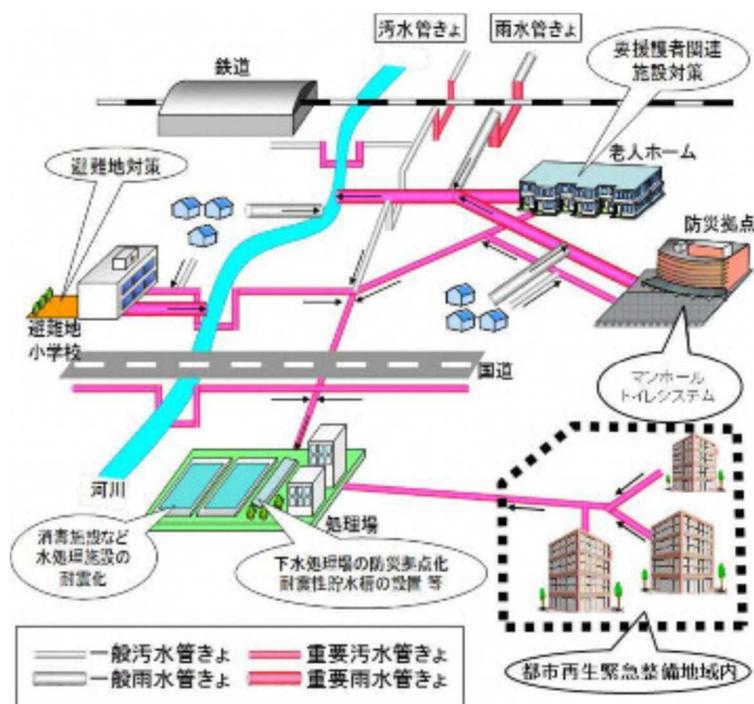
施策(3)ーア) 総合地震対策計画の策定

【課題】被災した際の被害の規模、施設の重要度に応じた対策のレベルや優先度を設定して、地震対策を効率的に進めていくことが必要です。

具体的な事業・取り組み

◆ 総合地震対策計画の策定

地震時に、下水道管渠が被災すると、汚水や雨水が排除できなくなるだけでなく、道路陥没やマンホールの浮上により交通に大きな影響を及ぼし、救護活動や復旧活動の大きな支障となります。これらの被害を最小化するための計画として下水道の総合的な地震対策計画を策定し、この計画に基づき効果的な地震対策を講じていきます。



総合的な地震対策

◆事業目標

	内容	事業目標
目標	総合地震対策計画の策定	令和5年度(2023年度)までに策定

施策(3)－イ) 既存下水道施設の耐震化

【課題】 下水道管渠について、耐震診断と耐震補強が必要です。

具体的な事業・取り組み

◆ 重要な管渠の耐震診断、耐震性を有しない管渠の耐震補強の実施

坂東市では下水道施設の耐震基準が見直されてから整備した管渠は耐震性を有していますが、それ以前に整備した管渠は耐震性の有無が不明な状況にあります。このため、下水道総合地震対策計画で設定される重要な管渠を優先して耐震診断を行い、耐震性を有しない管渠については耐震補強を行っていきます。



◆事業目標

	内容	事業目標
目標	重要な幹線等の耐震化	令和6年度(2024年度)より着手

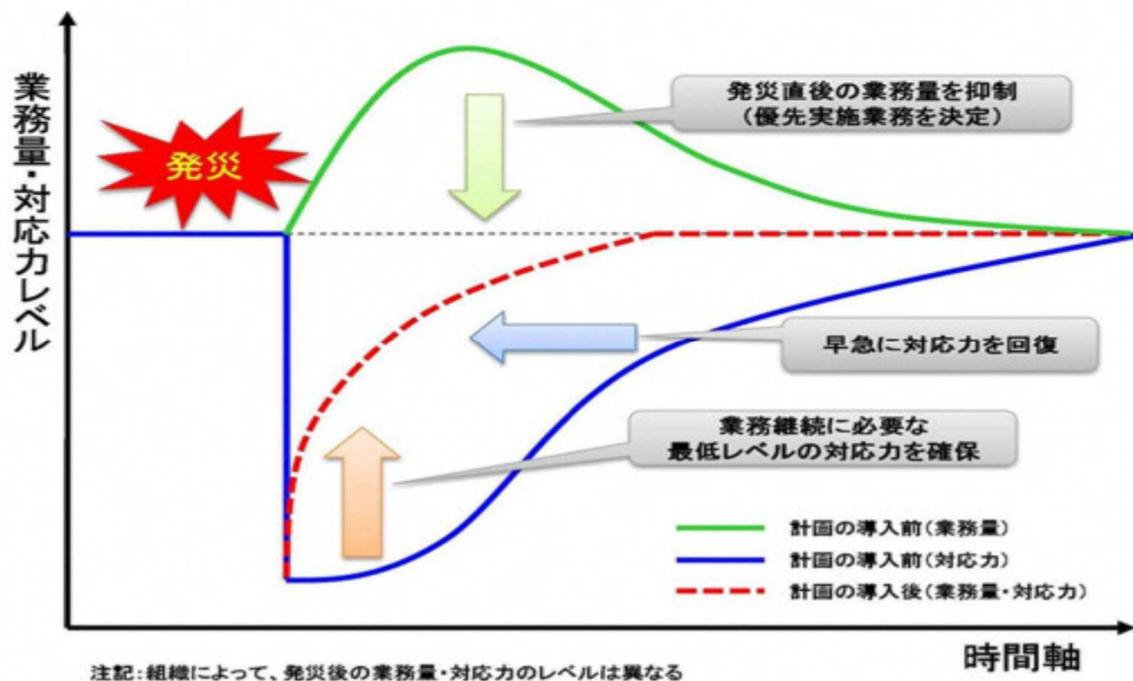
施策(3)－ウ) 下水道BCPの継続的運用

【課題】 震災時に下水道をできるだけ早く使えるように、迅速な応急復旧や本復旧が可能となる体制づくりが必要です。

具体的な事業・取り組み

◆ 下水道BCPの継続的運用

BCP（業務継続計画）とは、災害発生時でも適切に業務を継続することを目的としたものであり、職員の参集方法や他の自治体や民間企業との応援・連絡体制、行動計画を定める計画です。既に坂東市では下水道BCPを策定しています。今後も毎年更新して継続的に運用していきます。



◆事業目標

	内容	事業目標
目標	下水道BCPの継続的更新・運用	毎年更新・運用継続

3 健全で持続的な下水道事業の実現

永続的に下水道サービス市民に提供するために、施設の機能を維持しながら支出と収入のバランスが取れた健全な経営を維持します。

基本方針(4) 施設の老朽化対策

施策(4)－ア) 計画的な調査・点検

施策(4)－イ) 計画的な修繕・改築

【課題】今後老朽化が進む下水道管渠について、破損してから直すのではなく、定期的に調査・点検し、老朽化を事前に察知して修繕や改築を行い、下水道管渠の状態を健全に保つことが必要です。

具体的な事業・取り組み

◆ 長寿命化対策（ストックマネジメント計画・最適整備構想）

坂東市では、下水道施設のストックマネジメント計画・最適整備構想に基づいて、調査・点検、修繕・改築を進め、施設の延命化に努めながら、より効率的かつ効果的な施設のマネジメントを実現します。

◆ 調査・点検の実施

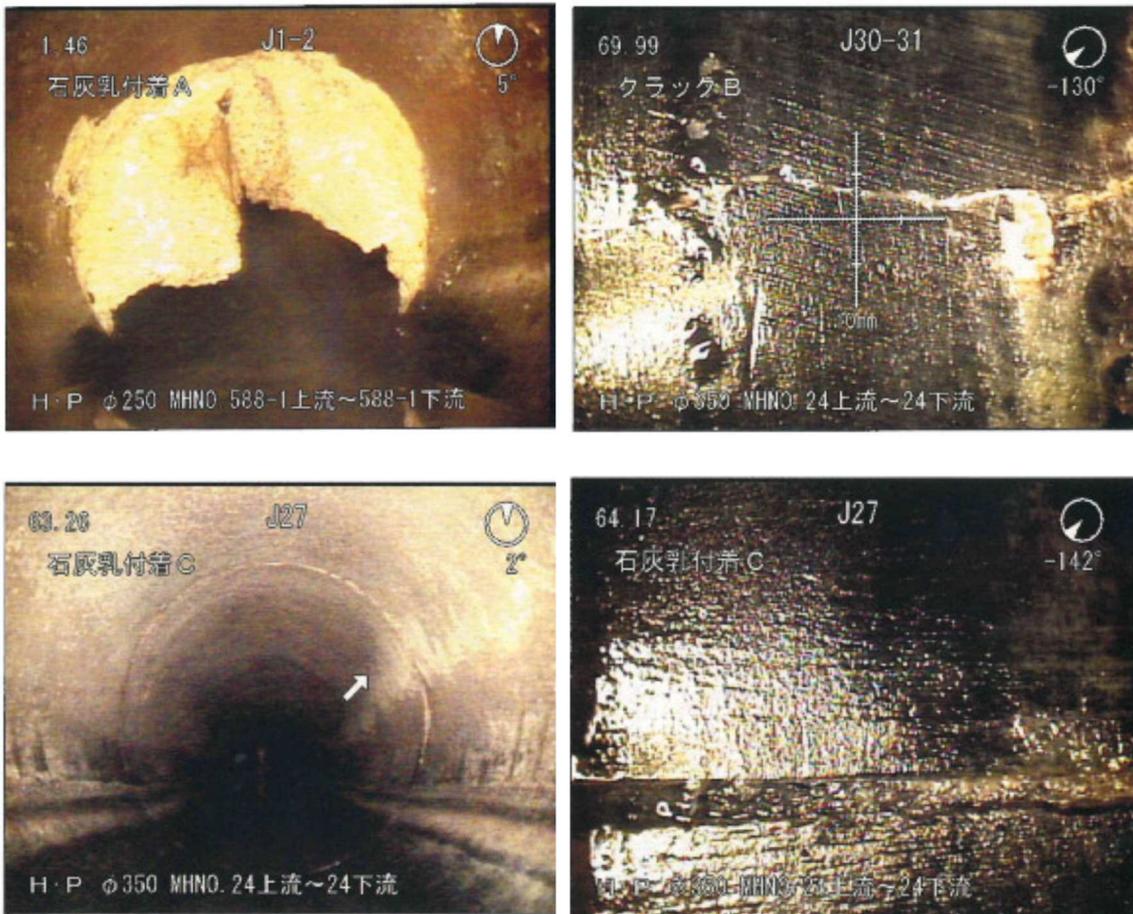
今後、市内の管路施設を地上部から巡視し、地下等の予兆を確認します。また、マンホール蓋をあけて、管内の状況も併せて調査します。

なお、腐食しやすい場所にある管渠については5年に1度点検を実施します。

また、テレビカメラ等による管渠内の調査は、巡視点検で不具合があった管渠や、経過年や重要度に応じて順次実施します。

◆ 修繕・改築の実施

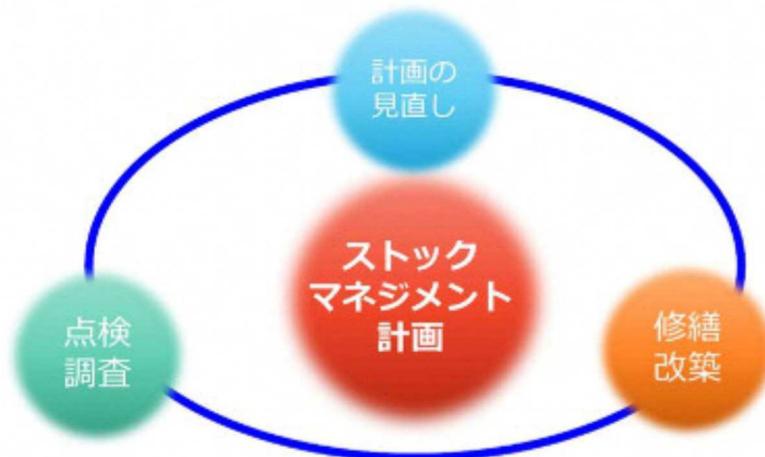
調査・点検により不具合が発見された管渠については、修繕や改築を実施します。



テレビカメラ調査の写真

◆事業目標

	内容	事業目標
目標	計画的な点検・調査、修繕・改築の実施	令和4年度（2022年度） 着手



基本方針(5) 経営の安定化

施策(5)－ア) 接続率の向上 (個別訪問)

【課題】水質保全や公衆衛生の観点から、下水道が整備された区域内にある住宅・建物は速やかに下水道への接続が必要です。



具体的な事業・取り組み

◆ 個別訪問の実施

下水道の供用が開始された区域内においては、下水道への接続が法令上義務化されています。これは公共用水域の水質保全のためにも必要なことですが、同時に下水道の整備に要した投資を回収し、安定した下水道事業経営を行っていくためにも重要となります。

現在、下水道が整備され供用が開始された区域内にあって未接続のご家庭に対しては、個別訪問を行って下水道への接続をお願いしています。今後もこの取り組みを続け、接続率の向上を図ります。

※接続率(水洗化率) 令和2年度末現在

公共下水道・特定環境保全公共下水道 75.6%

農業集落排水 83.6%

◆事業目標

	内容	事業目標
目標	接続率の向上	令和13年度(2031年度)までに 85.0%(公共特環下水) 93.0%(農業集落排水)

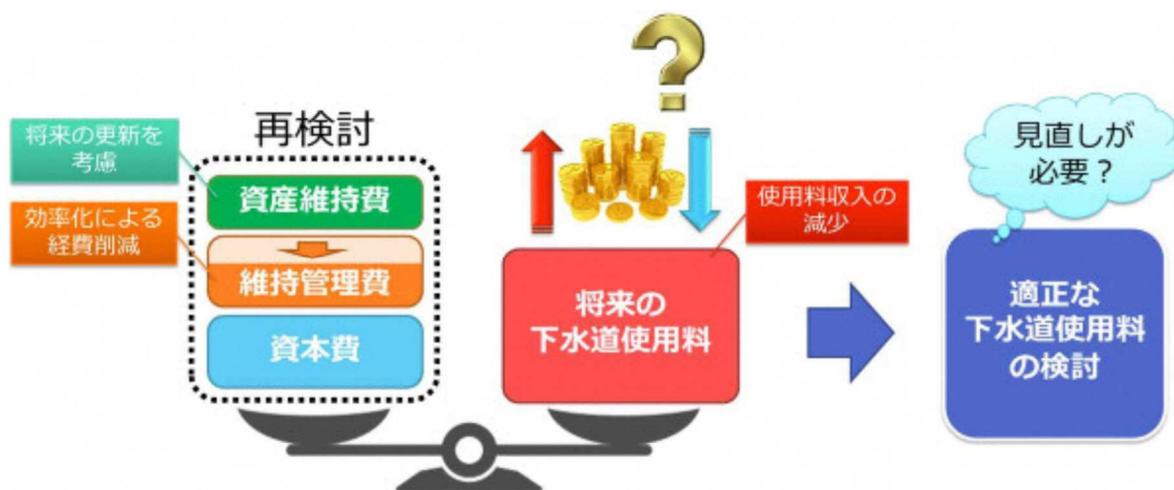
施策(5)－イ) 下水道使用料の見直し

【課題】現状の下水道使用料で必要な経費を賄えているのか、適切な使用料の検証が必要です。

具体的な事業・取り組み

適切な下水道使用料の検討

下水道使用料の対象となる費用に加え、将来の更新を見据えた資産維持費や人口減少による使用料収入の減少も考慮した上で、適切な下水道使用料について検討します。



◆事業目標

	内容	事業目標
目標	下水道使用料の見直し	令和8年度（2026年度） までに見直し検討

施策(5)－ウ) 有収率の向上（不明水対策）

【課題】 使用料の対象とならない地下水や雨水の侵入（不明水）により、汚水処理に余分な経費がかかり、処理効率が低下します。



具体的な事業・取り組み

不明水対策の継続

坂東市では、過去に不明水の原因調査や、地下水や雨水の流入を防ぐために管渠の補修工事を行ってきました。

今後も、管路の老朽化対策として実施する管路内調査において、同時に不明水の有無をチェックし、必要な個所には地下水や雨水の侵入を防ぐ対策を実施します。

◆事業目標

	内容	事業目標
目標	不明水対策	令和4年度（2022年度） 着手

基本方針(6) 管理体制の効率化

施策(6)－ア) 広域化・共同化の推進

【課題】 将来、人口減少による使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用の増大など、経営環境の悪化が懸念され、さらなる経営の効率化が求められています。



具体的な事業・取り組み

◆ 市町村の枠を超えた広域化の推進

茨城県において広域化・共同化に関する計画策定が行われる予定です。本市もこれに参画し、広域化・共同化の可能性について検討します。

施策(6)－イ) 民間活用の推進

【課題】 民間の持つ技術力、ノウハウを生かした業務管理により、下水道運営がさらに効率的・効果的となる可能性があります。



具体的な事業・取り組み

◆ 管路、ポンプ場維持管理の包括的民間委託の導入検討

民間の創意工夫を取り入れることで適切でかつ効率の良い施設管理が可能となるか、今後検討を進めていきます。

施策(6)－ウ) 技術継承

【課題】自治体においては下水道以外の部門を超えた人事異動が行われるため、下水道に関する専門知識、技術の継承が困難な状況です。



具体的な事業・取り組み

■ 講習会等への参加

公的機関、あるいは民間が実施する講習会等への参加を通じて、下水道に関する基礎知識の向上や最新情報の取得を図ります。

第5章 事業計画と財政の見通し

(1) 事業の計画

基本目標	施策	前期	後期	次期以降
		R 4 - R 8	R 9 - R 13	R 14 ~
快適な生活環境の確保				
未普及地区の解消	污水管整備の継続	事業計画区域の整備継続		
	全体計画区域の見直し	適切な処理区域への見直し		
災害に対する安全性の確保				
浸水に対する備え	雨水対策施設の整備	雨水対策施設の整備		
地震に対する備え	総合地震計画の策定	計画策定		
	既存下水道施設の耐震化	計画に基づく耐震化		
	下水道BCPの継続的運用	BCPの更新、継続		
健全で持続的な下水道事業の実現				
施設の老朽化対策	計画的な調査・点検	調査・点検の継続		
	計画的な修繕・改築	計画に基づく修繕・改築		
経営の安定化	接続率の向上（個別訪問）	個別訪問の継続		
	下水道使用料の見直し	検討		
	有収率の向上	不明水対策の継続		
管理体制の効率化	広域化・共同化の推進	検討		
	民間活用の推進	検討		
	技術継承	講習会への参加等への継続		

(2) 財政の見通し

(1)で設定した事業を含め、別紙のとおり投資・財政計画（収支計画）を作成しました。主な条件は以下のとおりとなります。

1. 投資・財政計画の前提条件

収益的収支については、令和2年度までの実績および将来の人口推移を考慮した推計を基に算定しました。

なお、修繕費については今後発生すると見込まれる計画的な修繕及び緊急的な修繕を修繕計画として計上した金額を使用しています。

資本的収支は、国庫補助事業については財政支援が継続することを前提としています。

2. 投資について

●2021年度（令和3年度）までは、坂東市下水道事業計画に基づき設定
（以下は2022年度（令和4年度）以降の想定）

●資産への投資として以下の事業を見込む

① 新規汚水整備

◆公共下水道事業

・前後期整備量 10.0ha（未整備地区 10.0ha）を各年度へ計上

◆特定環境保全公共下水道事業

・前期整備量 27.0ha（半谷 22.0ha + 未整備地区 5.0ha）を各年度へ計上

・後期整備量 5.0ha（未整備地区 5.0ha）を各年度へ計上

② 新規雨水整備

◆公共下水道事業

・前期整備量として、江川第五排水区雨水幹線 140m（令和4～5年度）を計上

③ 耐震化

◆公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業

・総合地震対策計画策定費を計上

・重要な幹線（汚水）を耐震化することを見込む

（対策として、詳細診断、管口の可とう化、人孔の浮上防止を計上）

④ 長寿命化（ストックマネジメント計画・最適化整備構想計画）

◆公共下水道事業、農業集落排水事業

・計画的な TV カメラ調査費、設計費、更新費等を見込む

⑤ 流域下水道建設負担金(※⑭)

◆公共下水道事業

- ・流域下水道建設負担金は過年度平均値とする

3. 財源について

●収益的収入

令和2年度までの実績および将来の人口推移を考慮した推計を基に算定しました。

使用料については、今後、行政人口減少が予測されていることから、これに伴う減収は避けられないものと想定していますが、不明水対策の実施による有収率の向上で減少を抑えていきたいと考えています。

他会計補助金(※⑮)については、公営企業の原則である独立採算の考えの下、国が示す繰出基準に基づく繰入を行っていますが、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業は、投資が巨額のため単年度の費用に占める資本費の割合が大きく、他会計補助金額が大きくなっています。農業集落排水事業は、繰出基準による繰入だけでは収支の均衡を図ることが困難なため、一般会計から基準外の繰入を行う見込みです。

整備の進展とともに近年では単年度の投資額が減少し、投資の財源となる企業債(※⑯)の借入も減少しています。それに伴い他会計補助金も段階的に減少していく見込みです。

●資本的収入

主な資本的収入は、国庫補助金、他会計補助金、受益者負担金、企業債借入金です。資本的支出のうち、建設改良事業に係る財源については、まず、国の財政支援は事業費の2分の1程度とし、次に受益者負担金・分担金等を活用しながら企業債借入で充当することを見込んでいます。また、企業債償還金の財源は、他会計補助金等を見込んでいます。

4. 投資以外の経費試算

●投資以外の経費に関する取組みとして、次の事項を計画しています。

① 職員給与費に関する事項

職員給与費は、令和3年度予算と同額程度を見込んでいます。

② 動力費に関する事項

動力費については、物価上昇等を考慮した上昇率を乗じた算定をもとに、処理水量に連動することを見込んでいます。

③ 薬品に関する事項

薬品費については、物価上昇等を考慮した上昇率を乗じた算定をもとに、処理水量に連動することを見込んでいます。

④ 修繕費に関する事項

修繕費は、物価上昇等を考慮した上昇率を乗じた算定により計上しています。

⑤ 委託料に関する事項

委託料の主な内容は、下水道使用料の徴収、施設維持管理費等になります。施設維持管理費については、物価上昇等を考慮した上昇率を乗じた算定により計上しています。

⑥ その他

その他の経費については、令和3年度予算と同額程度を見込んでいます。

(3) 今後の取組み検討予定

投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要を以下に示します。

①今後の投資についての検討状況等

広域化・共同化に関する事項	農業集落排水事業	大口処理場、長須処理場、猿島西部処理場、猿島北部処理場、猿島中部処理場、猿島東部処理場をポンプ場化し、岩井浄化センター及び茨城県利根左岸さしま流域下水道への広域化・共同化を検討している。
投資の平準化に関する事項	施設の劣化に基づく更新需要の試算を行い投資の平準化に努める。	
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI）	維持管理等業務の包括的民間委託を検討する。	
その他の取組	該当なし	

②今後の財源についての検討状況

使用料の見直しに関する事項	公営企業として独立採算による経営を行うため、可能な限り一般会計からの基準外繰入の抑制を図る。 企業会計に基づく適正な使用料水準及び料金改定の要否を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし

③投資以外の経費

職員給与費に関する事項	職員給与費は一般会計において決定することとなっている。業務内容を継続的に見直し効率化を図る。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画及び最適化整備構想の導入によるトータルコストの削減を図るため、適正な修繕料を見込む。
委託費に関する事項	処理場の維持管理を民間事業者へ委託している。委託業務の内容を勘案し適正な委託料水準の検証を行う。また、委託業務の範囲及び形態等については経済性及び業務効率性を勘案し、事業を超えた委託の可能性についても検討する。
流域下水道負担金	猿島処理区付近にて、工業団地の造成を計画している。この産業集積エリアは、流域下水道に接続することを検討しているため、計画が実現した場合には、将来的な流域下水道負担金の増加が想定される。
その他の取組	令和2年度から地方公営企業法の規定の全部を適用している（農業集落排水は令和6年度予定）。今後は、経営状態や財務状況をより明確に把握し、経営基盤の強化に努める。

(4) 経費回収率の向上に向けたロードマップ

令和2年度から公営企業会計を適用している公共下水道事業および特定環境保全公共下水道事業の経費回収率は、令和4年度まで100%を達成しています。計画期間中も100%の維持を目指します。

しかし、今般の物価上昇による維持管理費の増加により汚水処理に要した経費の増大が予想されます。下水道使用料は人口減少の影響も受けます。

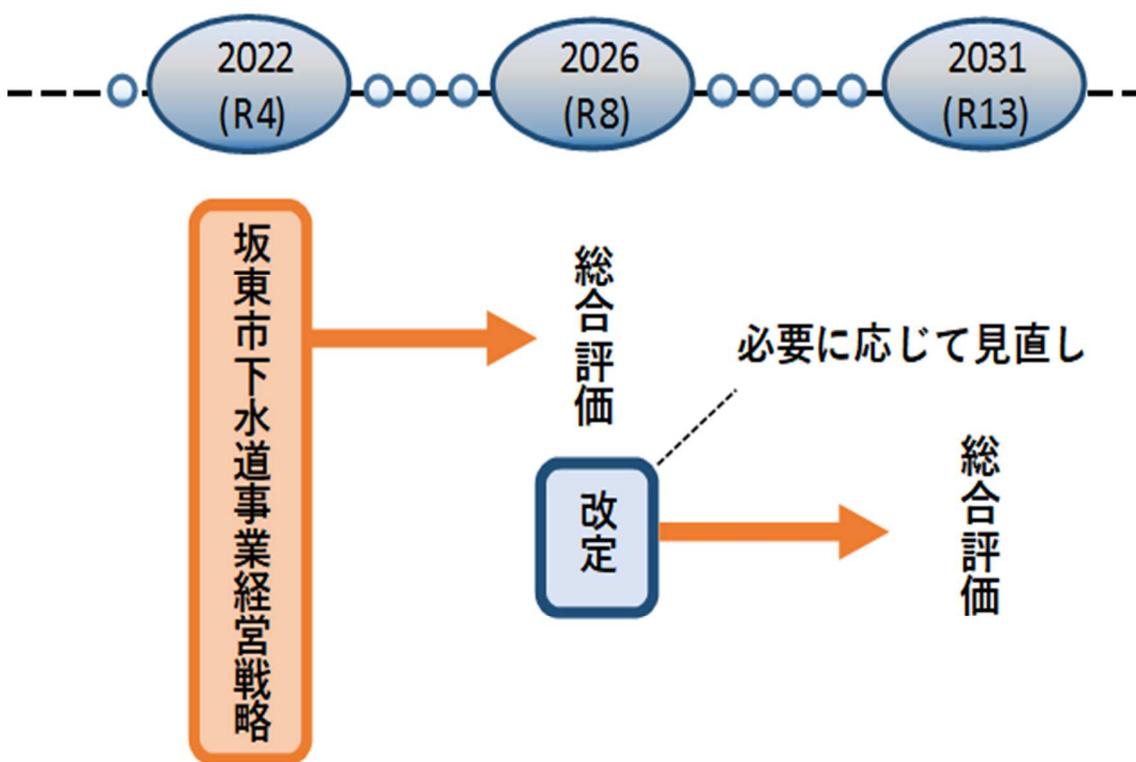
定期的に収支計画を見直し、下水道使用料改定の必要性を検討したうえで、本戦略を改定することとします。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
経営戦略の評価、改定					●					●
下水道使用料の見直し検討					●					●
経費回収率	100%									100%

第6章 フォローアップ体制

「坂東市下水道事業経営戦略」は、2022年度から2031年度（令和4年度～令和13年度）までの10年間の計画期間としています。この間、経営戦略の進捗管理として、施策ごとに事業評価（実施内容、進捗状況、施策の達成度の確認）を行います。

また、事業評価による計画との乖離や新たな課題の発生状況、地震対策や雨水整備、ストックマネジメント計画などの新たな計画や見直し計画を踏まえて、概ね5年毎に戦略の総合評価を実施し、必要に応じて経営戦略の改定を行います。



坂東市下水道事業経営戦略の評価時期

本経営戦略で掲げた施策や取組を確実に実施していくに当たっては、目標の達成度や事業の進捗度を評価し、取組方法を改善していくなどの進捗管理を行うことが必要です。

進捗状況の管理（モニタリング）については毎年度決算時期に、検証・改善（ローリング）については社会経済情勢を注視しながら概ね5年毎に実施します。

進捗管理はPlan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善）、そして、再度Planに戻るというPDCAサイクルの一連の流れにより行います。

PDCAサイクルを実践し、基本目標の具現化に向けたフォローアップ体制を構築します。

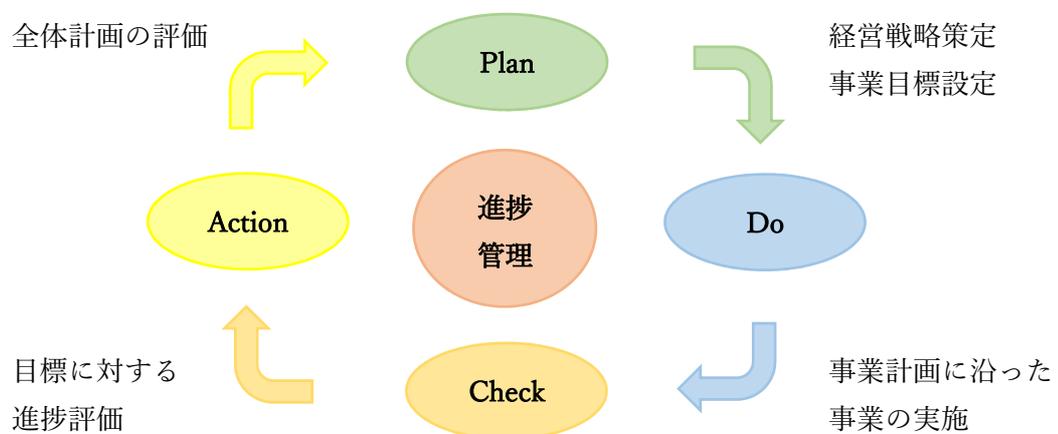
◆モニタリング（毎年度の進捗管理）・・・決算時期に実施

- ・投資・財政計画（収支計画）における実績値の確認
- ・投資・財政計画（収支計画）における実績値と計画値との乖離状況の確認
※著しい乖離がある場合は乖離原因の分析及び対策の検討を行う
- ・経営比較分析表を活用した各経営指標の分析及び経営健全化に向けた状況把握

◆ローリング（概ね5年毎の検証・改善）・・・概ね5年毎に実施

- ・投資・財政計画（収支計画）における実績推移の確認
- ・将来見通しの再評価
- ・投資の計画及び投資状況の検証
- ・社会経済情勢を踏まえた投資・財政計画（収支計画）の見直し
- ・新たな課題の発生状況等を踏まえ経営戦略の修正・再作成の検討

PDCAサイクルを活用した進捗管理イメージ



事業の進捗状況及び目標の達成度を定量的に評価するため、第4章（目標実現に向けた取り組み）で設定した目標を用いることとします。

表 定量的評価のための指標

公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業

指標	関連施策	現状値 令和2年度 (2021年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
処理区域面積(半谷地区)	污水管整備の継続(半谷地区)	10.8ha	40.2ha	—
雨水幹線整備延長	雨水対策施設(江川第五排水区雨水幹線等)の整備	1.43km	1.57km	—
総合地震対策計画の策定	総合地震対策計画の策定	検討	策定	—
重要な幹線等の耐震化	既存下水道施設の耐震化	検討	着手	実施
下水道BCPの継続的更新・運用	下水道BCPの継続的運用	運用	運用継続	運用継続
ストックマネジメント計画に基づく管理	計画的な調査・点検・修繕・改築	検討	実施	実施
接続率	接続率の向上	75.6%	80.0%	85.0%
下水道使用料の見直し検討	下水道使用料の見直し	未着手	見直し検討	見直し検討
不明水対策 (管路内調査・補修、情報収集)	有収率の向上(不明水対策)	実施	実施継続	実施継続

農業集落排水事業

指標	関連施策	現状値 令和2年度 (2021年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
最適整備構想に基づく管理	計画的な調査・点検・修繕・改築	検討	実施	実施
接続率	接続率の向上	83.6%	88.0%	93.0%
下水道使用料の見直し検討	下水道使用料の見直し	未着手	見直し検討	見直し検討
不明水対策 (管路内調査・補修、情報収集)	有収率の向上(不明水対策)	検討	実施	実施

巻末資料 用語集

【標準活性汚泥法】 P4 ※①

活性汚泥という好気性微生物を含んだ汚泥と下水をエアレーション（散気）によって、混合後、最終沈殿池内で活性汚泥を沈殿分離し、上澄水を処理水として流出させる方法。

【間欠ばっ気法】 P4 ※②

ばっ気槽に空気を送る時間と送らない時間を作り繰り返しながら処理する方法。

【回分式活性汚泥法】 P4 ※③

1つの槽内で、汚水投入、ばっ気、沈殿、上澄水（処理水）を排出のサイクルを繰り返しながら処理する方法。

【都市下水路】 P5 ※④

公共下水道の整備に先立ち、雨水整備を早急に行う必要がある場合に、地方公共団体が都市下水路事業として雨水を排水するための幹線管渠等を整備するもの。

【経営比較分析表】 P8 ※⑤

各年度の決算値をもとに経営指標を算出し、経年比較や事業規模が似ている団体と比較することで、経営の現状や課題を把握するための表。

【経費回収率】 P8 ※⑥

汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標。

【汚水処理原価】 P8 ※⑦

有収水量 1 m³あたりの汚水処理にどれだけの費用がかかっているかを示す指標。

【水洗化率】 P8 ※⑧

整備済人口に対し水洗化人口がどの程度いるのかを表す指標。

【水洗化人口】 P11 ※⑨

整備人口のうち水洗化便所を設置して下水道を利用している人口のこと。

【有収水量】 P11 ※⑩

下水道使用料の賦課対象となる水量。

【ストックマネジメント計画】 P18 ※⑪

長期的な視点で下水道施設全体の維持管理を最適化するための計画。施設の老朽化状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行った上で、調査・点検、修繕・改築の長期計画・短期計画をとりまとめたもの。

【事業継続計画】 P19 ※⑫

大規模災害において施設が被災した場合、優先的に行う業務を定め、限られた職員や資器材で早期に復旧させることを目的とした計画。「Business Continuity Plan」頭文字をとって「BCP」ともいう。

【全体計画】 P26 ※⑬

将来的に下水道を整備する区域も含めた全体的な下水道計画。

【流域下水道建設負担金】 P40 ※⑭

猿島処理区の汚水は県が管理する終末処理場（さしまアクアステーション）で処理されていることから、この県の終末処理場の建設費や改築等に係る費用を一部負担するもの。

【他会計補助金】 P40 ※⑮

地方公営企業法第 17 条の 2 に定められている経費負担の原則に基づき、毎年度国から示される繰出基準に基づいて一般会計から繰入を受けるもの。

【企業債】 P40 ※⑯

地方公営企業が建設、改良等の費用に充てるために国等から借りた資金。

(別紙)

1. 公共下水道事業経営比較分析表（令和元年度決算）
2. 特定環境保全公共下水道事業経営比較分析表（令和元年度決算）
3. 農業集落排水事業経営比較分析表（令和元年度決算）
4. 経営戦略の検証
5. 投資・財政計画（収支計画）

経営比較分析表（令和元年度決算）

茨城県 坂東市

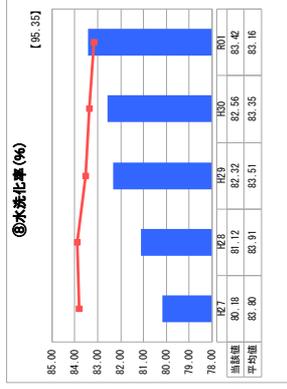
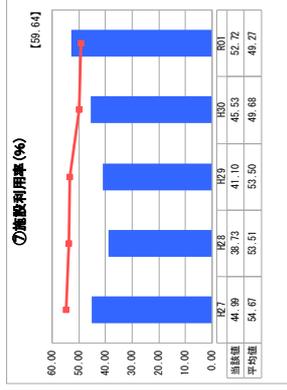
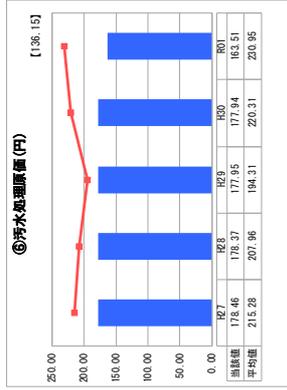
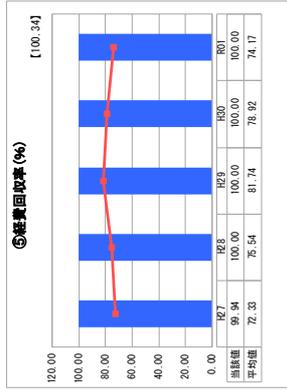
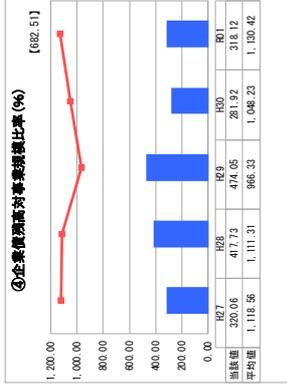
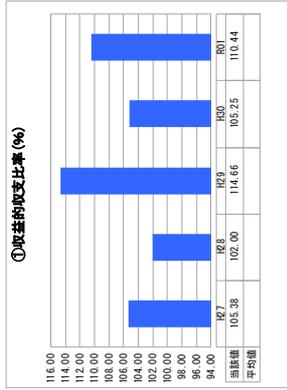
業務名	業務種別	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法非適用	下水道事業	公共下水道	022	非設置	53,881	123.03	437.95
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有取率(%)	1か月20m ² 当たり家庭数(戸)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
-	該当数値なし	28.58	75.37	3,100	15,360	6.45	2,381.40

グラフ凡例

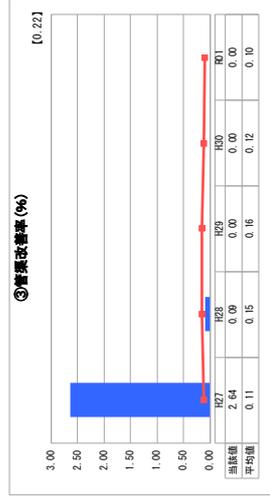
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率について、他会計繰入金が増えたため収入が増加となり、支出については、地方債償還金および支払利息等の減少により110.44%となっている。

②累積欠損金比率について、318.12%で前年度より増加しているが、類似団体と比べ、大きく下回っている。今後も企業債償還高に目を向けながら適切な投資・更新に努める。

③稼働比率について100%となり、汚水処理費は使用料にて賄えていく。今後も費用削減を行い、健全経営に努めていく。

④汚水処理原価について、163.51円で前年度に引続き過減傾向である。類似団体と比べても下回っており、効果的な汚水処理が行われていると判断できる。今後も稼働率向上に努め、原価低減の抑制のため適正な投資・維持管理に努めていく。

⑤施設利用率について、52.72%で類似団体の平均程度となっている。今後も稼働率の向上に取組み、取水量の増加に努めていく。

⑥水洗化率について、83.42%で類似団体に近い数値まで増加している。今後も稼働率の向上に努めていく。

2. 老朽化の状況について

③営業改善率について、平成27年度から比較して大きく数値が下がっているのは、平成23年度より広域的に実施していた営業更新が完了したためである。今後は、営業の耐用年数も考慮しながら、ストックマネジメント計画に基づく長期的な更新投資を進めていく。

全体総括

令和2年度より公営企業会計へ移行したことにより、更なる経営の健全・効率化が求められる。今後は、経営改善に力を入れ、効果的かつ持続的な経営に努めていく必要がある。また、施設等についてはストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕により更新を進めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和元年度決算）

表城隍 坂東市

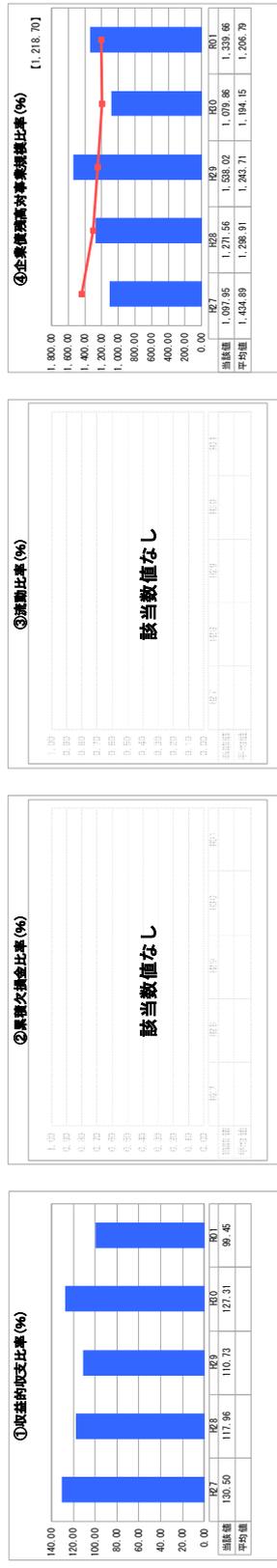
業種名 法非通用	業種名 下水道事業	業種名 特定環境保全公共下水道	類似団体区分 D2	管理者の情報 非設置	人口(人) 53,881	面積(km ²) 123.03	人口密度(人/km ²) 437.95
資金不足比率(%) -	自己資本構成比率(%) 該当数値なし	普及率(%) 8.54	有収率(%) 79.53	1か月20m ³ 当たり処理料金(円) 3,100	処理区域内人口(人) 4,590	処理区域面積(km ²) 2.24	処理区域内人口密度(人/km ²) 2,049.11

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）

【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率について、99.45%で前年度より減少している。これは打ち切り決算により税金収入が減少し、当年度の地方債償還金が前年度より多いためである。

②企業債務対事業総額比率について、1339.66%で前年に比べ大幅に増加しているが、これは事業量の拡大分を企業債で賄ったことが原因となっていると考えられる。今後、適切な投資・更新を行わないと、健全経営に努めていく必要がある。

③流動比率について100%となっており、汚水処理費は使用料にて賄えている。今後も費用削減を行い健全経営に努めていく。

④汚水処理計画について、156.02円で前年度より下がっており、類似団体と比較しても下回っている。今後も稼働率向上に努め、有収水量を増加させ、適正な維持管理が必要である。

⑤水洗化率について、46.41%で類似団体に対比し、かなり低い数値となっている。今後も稼働率の向上に努めていく。



2. 老朽化の状況について

③管理改善率について、今年度は改善を行っていない。今後は、ストックマネジメント計画に基づき見直しを含め、長期的な更新投資を進めていく。

2. 老朽化の状況



全体総括

令和2年度より公営企業会計へ移行したことにより、更なる経営の健全・効率化が求められている。今後は、経営戦略に沿って、効率的かつ持続的な経営に努めていく必要がある。また、施設等についてもストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕により長寿命化を図っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。

経営比較分析表（令和元年度決算）

茨城県 坂東市

業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	F2	非設置
資金不足比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡未満より差額発生(円)
-	11.11	90.00	3,600

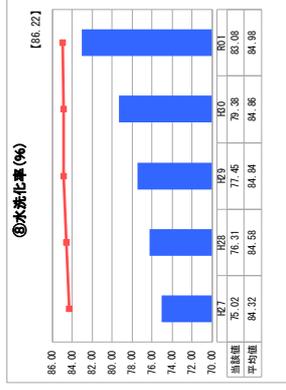
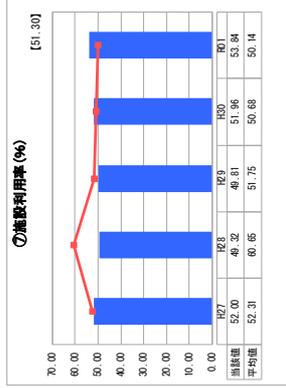
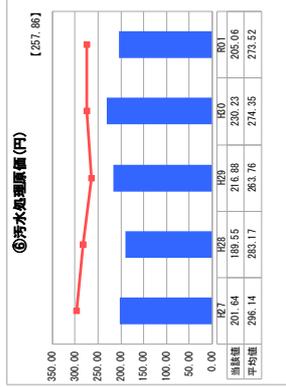
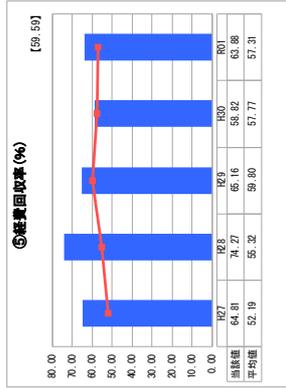
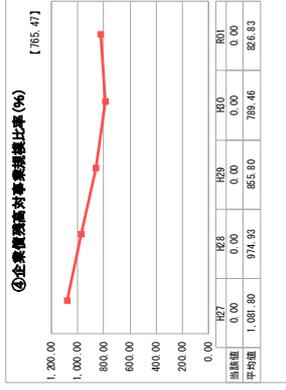
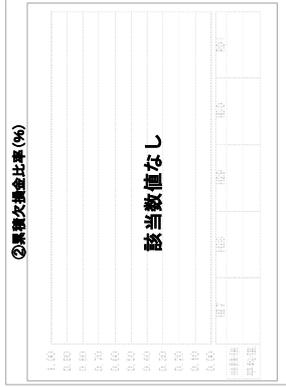
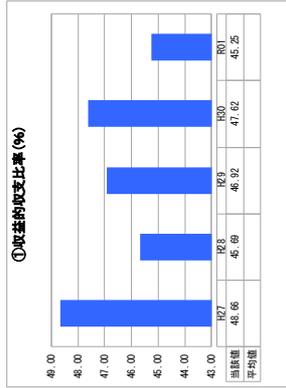
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
53,881	123.03	437.95
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
5,970	3.97	1,503.78

グラフ凡例

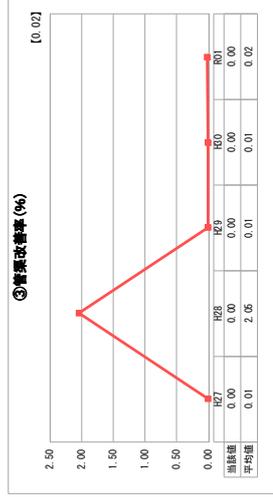
- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 ①収益的収支比率の指標が、45.25%であり、一般会社からの繰入金による不足分を賅っていない。今後、公共下水道との料金体系の整合性を検討する。
 ②経費回収率については、63.88%と類似団体を上回っているが、現在は、健全な経営改善が必要となってくる。
 ③汚水処理原価の指標は、205.06円で類似団体を下回っている。今後も、経費節減、接続率向上を図り、算用の効率化を図っていく。
 ④施設利用率は、63.84%で類似団体の平均程度となっており、今後、公共下水道との統合も検討していく必要がある。
 ⑤水洗化率については、83.08%であり、類似団体平均よりも低い。その要因としては、宅内延長が長い家が多く、工事費が高額となり、接続率が上がらないものと考えられる。今後、引き続き、戸別訪問等により、接続率の向上に取り組んでいく。

2. 老朽化の状況について

③営業改善率は0%で、管路改修は行っていない。施設に關しても現在は、管路の修繕となっており、今後はストックマネジメントを導入し、計画的な維持管理費用の計画を立てて行く必要があるとされている。

全体総括

戦略的経営戦略、ストックマネジメント計画の作成により健全で安定した経営改善を進めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営戦略の検証

公共下水道・特定環境保全公共下水道

	目標		実績 令和2年度	結果	検証
	令和8年度	令和2年度 ※1			
未普及地域整備事業					
普及率	38.1%	36.3%	37.5%	○	対象区域内人口が予想ほど減少しなかったことから目標を上回りました。
処理面積	1,110.8ha	928.1ha	880.9ha	×	ほとんどの未整備区域が市街化調整区域となっています。投資と効果を検討しつつ未普及地域の整備を進めます。
処理人口	19,646人	19,541人	20,079人	○	対象区域内人口が予想ほど減少しなかったことから目標を上回りました。
施設更新事業計画					
長寿命化工事	100%	100%	100%	○	岩井浄化センター、中継ポンプ場の電気設備の長寿命化工事は平成30年度に完了しました。
ストックマネジメント計画	100%	100%	100%	○	平成29年度に全体計画、平成30年度に実施計画を策定しました。
ストックマネジメント改築工事	事後評価 ※2	事後評価 ※2	0%	×	下水道事業団の入札不調により再度入札を行うなどで工事発注が遅延 (R2対象工事：耐震補強工事、電気設備更新) (R3~R5債務負担行為対象工事：汚泥脱水設備等)
雨水対策整備事業					
坂東インター工業団地(雨水函渠)	100%	100%	100%	○	坂東インター工業団地造成工事完了に伴い雨水函渠布設工事も完了しました。
江川第5排水区(雨水幹線)	100%	96%	96%	○	概ね計画どおり進捗しています。今後も計画的に進めていきます。

※1.目標値が令和8年度のため、直近の令和2年度を水準として検証をおこなう。

※2.長期にわたる事業のため事後検証とする。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算) 〔見込〕										
資本的 収入	1. 企業債	140,600	502,300	398,500	237,500	229,900	248,500	322,300	240,600	252,000	161,400	174,600	224,800
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	293,347	176,933	235,050	187,710	178,676	178,168	171,158	168,318	165,975	156,530	150,810	143,490
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	65,001	212,015	140,320	115,280	135,850	146,250	228,300	203,100	215,750	115,000	129,700	185,450
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	44,254	12,401	13,781	24,022	24,121	24,222	24,324	23,296	23,296	21,538	20,788	14,043
	9. その他												
	計 (A)	543,202	903,649	787,651	564,512	568,547	597,140	746,082	635,314	657,021	454,468	475,898	567,783
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	543,202	903,649	787,651	564,512	568,547	597,140	746,082	635,314	657,021	454,468	475,898	567,783
資本的 支出	1. 建設改良費	253,168	782,873	621,711	413,820	426,535	459,120	623,220	510,720	536,020	334,520	363,920	475,420
	うち職員給与費	28,412	26,420	26,420	26,420	26,420	26,420	26,420	26,420	26,420	26,420	26,420	26,420
	2. 企業債償還金	482,612	459,410	415,421	355,421	357,352	356,335	342,315	336,635	331,950	313,059	301,620	286,982
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
計 (D)	735,780	1,242,283	1,037,132	769,241	783,887	815,455	965,535	847,355	867,970	647,579	665,540	762,402	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	192,578	338,634	249,481	204,729	215,340	218,315	219,453	212,041	210,949	193,111	189,642	194,619	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	192,578	272,967	178,674	169,968	178,136	181,339	199,793	167,661	167,000	165,072	163,458	159,030
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他		65,667	70,807	34,761	37,204	36,976	19,660	44,380	43,949	28,039	26,184	35,589
計 (F)	192,578	338,634	249,481	204,729	215,340	218,315	219,453	212,041	210,949	193,111	189,642	194,619	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	5,720,952	5,768,841	5,680,955	5,568,119	5,445,762	5,342,998	5,307,806	5,203,808	5,119,280	4,963,271	4,831,187	4,706,595	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算) 〔見込〕										
収益的 収支分		366,149	388,239	317,171	256,637	260,951	245,830	241,139	233,201	223,642	216,406	194,421	197,091
	うち基準内繰入金	183,167	186,937	155,243	123,624	125,780	118,223	115,878	111,911	107,134	103,518	92,531	93,865
	うち基準外繰入金	182,982	201,301	161,927	133,012	135,170	127,606	125,260	121,289	116,507	112,887	101,889	103,225
資本的 収支分		293,347	171,593	207,710	177,710	178,676	178,168	171,158	168,318	165,975	156,530	150,810	143,490
	うち基準内繰入金	32,675	24,767	17,375	6,567	6,739	6,951	7,065	6,832	6,015	5,490	4,041	3,679
	うち基準外繰入金	260,672	146,826	190,335	171,143	171,937	171,217	164,093	161,486	159,960	151,040	146,769	139,811
合 計		659,496	559,832	524,881	434,347	439,627	423,998	412,297	401,519	389,617	372,936	345,231	340,581

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算 [見込])										
資本的 収入	1. 企業債	81,800	227,400	193,600	128,600	135,800	163,900	237,700	215,000	226,400	135,800	149,000	199,200
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	228,343	152,637	149,779	101,860	98,107	93,738	84,696	76,941	73,099	63,771	61,898	60,623
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	39,560	167,258	139,320	115,280	115,000	146,250	228,300	203,100	215,750	115,000	129,700	185,450
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	9,899	6,544	7,478	9,899	9,905	9,912	9,918	9,852	9,852	9,739	9,690	9,255
	9. その他												
	計 (A)	359,602	553,839	490,177	355,639	358,812	413,800	560,614	504,893	525,101	324,310	350,288	454,528
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	359,602	553,839	490,177	355,639	358,812	413,800	560,614	504,893	525,101	324,310	350,288	454,528
	資本的 支出	1. 建設改良費	150,708	521,069	387,583	280,102	288,502	351,002	515,102	464,702	490,002	288,502	317,902
うち職員給与費		17,528	12,602	12,602	12,602	12,602	12,602	12,602	12,602	12,602	12,602	12,602	12,602
2. 企業債償還金		382,408	354,201	304,879	243,721	236,214	227,476	209,392	193,882	186,198	167,542	163,796	161,247
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	533,116	875,270	692,462	523,823	524,716	578,478	724,494	658,584	676,200	456,044	481,698	590,649	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	173,514	321,431	202,285	168,184	165,904	164,678	163,880	153,691	151,099	131,734	131,410	136,121	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	173,514	255,764	131,478	133,423	128,700	127,702	144,906	129,703	130,031	127,260	124,942	118,581
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他		65,667	70,807	34,761	37,204	36,976	18,974	23,988	21,068	4,474	6,468	17,540
計 (F)	173,514	321,431	202,285	168,184	165,904	164,678	163,880	153,691	151,099	131,734	131,410	136,121	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	3,615,644	3,521,136	3,372,664	3,262,563	3,167,149	3,108,599	3,132,681	3,152,509	3,192,441	3,160,068	3,143,544	3,127,106	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算 [見込])										
収益的収支分		273,942	260,828	223,366	172,632	175,851	164,568	161,068	155,145	148,012	142,613	126,209	128,201
	うち基準内繰入金	153,985	146,614	125,556	97,038	98,847	92,505	90,538	87,208	83,199	80,164	70,943	72,063
	うち基準外繰入金	119,957	114,214	97,810	75,594	77,004	72,063	70,530	67,937	64,813	62,449	55,266	56,138
資本的収支分		228,343	147,297	122,439	91,860	98,107	93,738	84,696	76,941	73,099	63,771	61,898	60,623
	うち基準内繰入金	29,720	21,753	14,302	3,433	3,543	3,692	3,742	3,443	3,079	2,874	2,665	2,689
	うち基準外繰入金	198,623	125,544	108,137	88,427	94,564	90,046	80,954	73,498	70,020	60,897	59,233	57,934
合 計		502,285	408,125	345,805	264,492	273,958	258,306	245,764	232,086	221,111	206,384	188,107	188,824

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算) 〔見 込〕										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	58,800	274,900	204,900	108,900	94,100	84,600	84,600	25,600	25,600	25,600	25,600	25,600
	うち資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金	65,004	24,296	85,271	85,850	80,569	84,430	86,462	91,377	92,876	92,759	88,912	82,867
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	25,441	44,757	1,000		20,850							
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金	34,355	5,857	6,303	14,123	14,216	14,310	14,406	13,444	13,444	11,799	11,098	4,788
	9. そ の 他												
	計 (A)	183,600	349,810	297,474	208,873	209,735	183,340	185,468	130,421	131,920	130,158	125,610	113,255
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	183,600	349,810	297,474	208,873	209,735	183,340	185,468	130,421	131,920	130,158	125,610	113,255
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	102,460	261,804	234,128	133,718	138,033	108,118	108,118	46,018	46,018	46,018	46,018	46,018
	うち職員給与費	10,884	13,818	13,818	13,818	13,818	13,818	13,818	13,818	13,818	13,818	13,818	13,818
	2. 企 業 債 償 還 金	100,204	105,209	110,542	111,700	121,138	128,859	132,923	142,753	145,752	145,517	137,824	125,735
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	5. そ の 他												
計 (D)	202,664	367,013	344,670	245,418	259,171	236,977	241,041	188,771	191,770	191,535	183,842	171,753	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	19,064	17,203	47,196	36,545	49,436	53,637	55,573	58,350	59,850	61,377	58,232	58,498	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	19,064	17,203	47,196	36,545	49,436	53,637	54,887	37,958	36,969	37,812	38,516	40,449
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他							686	20,392	22,881	23,565	19,716	18,049
計 (F)	19,064	17,203	47,196	36,545	49,436	53,637	55,573	58,350	59,850	61,377	58,232	58,498	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	2,105,308	2,247,705	2,308,291	2,305,556	2,278,613	2,234,399	2,175,125	2,051,299	1,926,839	1,803,203	1,687,643	1,579,489	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算) 〔見 込〕										
収 益 的 収 支 分		92,207	127,411	93,805	84,005	85,100	81,262	80,071	78,056	75,630	73,793	68,212	68,890
	うち基準内繰入金	29,182	40,323	29,688	26,586	26,933	25,718	25,341	24,703	23,936	23,354	21,588	21,803
	うち基準外繰入金	63,025	87,088	64,117	57,419	58,167	55,544	54,730	53,353	51,694	50,439	46,624	47,087
資 本 的 収 支 分		65,004	24,296	85,271	85,850	80,569	84,430	86,462	91,377	92,876	92,759	88,912	82,867
	うち基準内繰入金	2,955	3,014	3,073	3,134	3,196	3,259	3,323	3,389	2,936	2,616	1,376	990
	うち基準外繰入金	62,049	21,282	82,198	82,716	77,373	81,171	83,139	87,988	89,940	90,143	87,536	81,877
合 計		157,211	151,707	179,076	169,855	165,669	165,692	166,533	169,433	168,506	166,552	157,124	151,757

投資・財政計画

（収支計画）

（単位：千円，％）

区 分		年度	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度 推計	令和5年度 推計	令和6年度 推計	令和7年度 推計	令和8年度 推計	令和9年度 推計	令和10年度 推計	令和11年度 推計	令和12年度 推計	令和13年度 推計
収益的 収入	1 総 収 益 (A)		152,712	152,564	144,350	137,241	130,091	123,947	120,809	115,654	103,511	101,367	96,223	92,073
	(1) 営 業 収 益 (B)		61,830	61,683	61,469	61,360	61,210	61,066	60,928	60,773	60,630	60,486	60,342	60,192
	ア 使 用 料		61,814	61,653	61,443	61,334	61,184	61,040	60,902	60,746	60,602	60,458	60,314	60,164
	イ 受託工事収益 (C)		0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2
	ウ そ の 他		16	30	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	(2) 営 業 外 収 益		90,882	90,881	82,881	75,881	68,881	62,881	59,881	54,881	42,881	40,881	35,881	31,881
	ア 他会計繰入金		90,881	90,880	82,880	75,880	68,880	62,880	59,880	54,880	42,880	40,880	35,880	31,880
	イ そ の 他		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 総 費 用 (D)		165,892	141,812	136,093	122,089	119,535	118,614	111,521	109,713	111,747	112,448	107,894	103,513
	(1) 営 業 費 用		123,846	103,101	100,786	90,251	91,235	93,784	90,109	91,718	97,119	100,991	99,413	95,032
	ア 職 員 給 与 費		11,299	10,747	11,346	8,882	8,882	8,882	8,882	8,882	8,882	8,882	8,882	8,882
	うち退職手当		0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2
	イ そ の 他		112,546	92,353	89,440	81,369	82,353	84,902	81,227	82,836	88,237	92,109	90,531	86,150
	(2) 営 業 外 費 用		42,046	38,711	35,307	31,838	28,300	24,830	21,412	17,995	14,628	11,457	8,481	8,481
ア 支 払 利 息		42,046	38,711	35,307	31,838	28,300	24,830	21,412	17,995	14,628	11,457	8,481	8,481	
うち一時借入金利息		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引 (A)-(D) (E)		△ 13,180	10,752	8,256	15,152	10,556	5,333	9,288	5,941	△ 8,236	△ 11,082	△ 11,671	△ 11,441	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)		214,794	198,988	197,272	204,272	211,272	213,272	220,272	220,272	217,272	222,272	221,272	225,272
	(1) 地 方 債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金		209,458	197,962	195,962	202,962	209,962	211,962	218,962	218,962	215,962	220,962	219,962	223,962
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 県 補 助 金		4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金		1,336	1,016	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	(7) そ の 他		0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	2 資 本 的 支 出 (G)		200,713	206,430	207,142	206,138	207,873	207,932	208,575	208,188	198,252	187,272	169,104	169,104
	(1) 建 設 改 良 費		25,815	27,592	25,889	22,034	22,034	22,914	22,914	22,914	22,914	22,914	22,914	22,914
	うち職員給与費		17,675	16,812	17,749	13,894	13,894	13,894	13,894	13,894	13,894	13,894	13,894	13,894
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		174,898	178,838	181,253	184,104	185,839	185,018	185,661	185,274	175,338	164,358	146,190	146,190
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引 (F)-(G) (I)		14,081	△ 7,442	△ 9,870	△ 1,866	3,399	5,340	11,697	12,084	19,020	35,000	52,168	56,168	

投資・財政計画

（収支計画）

（単位：千円，％）

年 度		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度 推計	令和5年度 推計	令和6年度 推計	令和7年度 推計	令和8年度 推計	令和9年度 推計	令和10年度 推計	令和11年度 推計	令和12年度 推計	令和13年度 推計
区 分	(E)+(I) (J)	901	3,309	△ 1,613	13,285	13,954	10,671	20,985	18,023	10,782	23,917	40,495	44,725
収支再差引	(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(L)	6,060	6,961	10,270	8,657	21,942	35,896	46,567	67,552	85,575	96,357	120,274	160,769
前年度からの繰越	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰り上げ充用金	(N)	6,961	10,270	8,657	21,942	35,896	46,567	67,552	85,575	96,357	120,274	160,769	205,494
形式収支	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰越しすべき財源	(P)	6,961	10,270	8,657	21,942	35,896	46,567	67,552	85,575	96,357	120,274	160,769	205,494
実質収支	(Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(N)-(O)	(R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤字	(S)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	44.8	47.6	45.5	44.8	42.6	40.8	40.7	39.2	36.1	36.6	37.9	36.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益(B)-(C)	(S)	61,830	61,683	61,469	61,360	61,210	61,066	60,928	60,772	60,628	60,484	60,340	60,190
地方財政法による資金不測の比率((c)/(S)*100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行規則第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法施行規則第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V) * 100)													
他会計借入金残高	(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高	(X)	2,094,759	1,915,921	1,734,668	1,550,564	1,364,725	1,179,707	994,046	808,772	633,434	469,076	322,886	176,696

●他会計繰入金

（単位：千円）

年 度		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度 推計	令和5年度 推計	令和6年度 推計	令和7年度 推計	令和8年度 推計	令和9年度 推計	令和10年度 推計	令和11年度 推計	令和12年度 推計	令和13年度 推計
区 分													
収益的収支分		90,881	90,880	82,880	75,880	68,880	62,880	59,880	54,880	42,880	40,880	35,880	31,880
	うち基準内繰入金	90,881	90,880	82,880	75,880	68,880	62,880	59,880	54,880	42,880	40,880	35,880	31,880
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		209,458	197,962	195,962	202,962	209,962	211,962	218,962	218,962	215,962	220,962	219,962	223,962
	うち基準内繰入金	70,636	70,636	78,636	85,636	92,636	98,636	101,636	106,636	118,636	120,636	125,636	129,636
	うち基準外繰入金	138,822	127,326	117,326	117,326	117,326	113,326	117,326	112,326	97,326	100,326	94,326	94,326
合計		300,339	288,842	278,842	278,842	278,842	274,842	278,842	273,842	258,842	261,842	255,842	255,842

坂東市下水道事業経営戦略

茨城県坂東市上下水道部下水道課

〒306-0692 坂東市岩井4 3 6 5

TEL (代表番号) : 0 2 9 7 - 3 5 - 2 1 2 1

E-mail : gesui@city.bando.ibaraki.jp
